



島根県報

平成25年3月19日（火）

号外第29号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

平成24年度行政監査の結果の公表	2
平成24年度財政的援助団体等の監査の結果の公表	24

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した平成24年度行政監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年 3月19日

島根県監査委員	田 中 八洲男
同	石 原 真 一
同	法 正 良 一
同	後 藤 勇

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行について、合法性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施する。

第2 監査の概要

1 監査のテーマ

NPO法人との協働について

2 監査の目的

県は、県民・NPO・事業者・行政が一体となって、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる地域社会を実現することを目指して、平成17年3月に「島根県県民いきいき活動促進条例」を制定した。そして、条例に基づき策定された「島根県県民いきいき活動促進基本方針」や「島根県県民いきいき活動促進行動計画」に基づき、多様化・高度化する県民ニーズに的確に応え、きめ細かなサービスを展開していくため、県民・NPO・事業者・市町村など多様な主体との連携・協働に取り組み、また、県民等の積極的な参加を促進するための情報提供、ボランティアが参加しやすい環境の整備、NPO活動の支援を行っている。

また、平成17年度からは県事業を活用した協働の実践を行う「県民との協働による島根づくり事業」を、平成20年度からはその後継事業として「しまね協働実践事業」を、併せて平成21年度からは「鳥取・島根広域連携協働事業」、平成22年度からは「寄附者設定テーマ型協働助成事業」及び「地域社会雇用創出協働事業」を実施しているところである。

NPOと行政が協働を進めていく上での基本的な考え方や推進方策などは、平成16年1月に作成された「NPOと行政の協働のためのガイドライン」で示されており、さらに「協働事業の手引き」が作成され、ガイドラインに示された「協働事業実施に際しての留意点」をより具体化し、県の担当者が協働に取り組む際の参考として活用できるよう協働事業の進め方についてとりまとめられている。

については、今後のNPO法人との協働の推進に資するため、県とNPO法人との協働について、このガイドラインや手引きに沿って事業の目的の明確化や協働形態、相手方の選定、評価が行われているかどうか、NPOが協働しやすい環境が整えられているかどうかなどについて監査を実施する。

【 N P O 】

Non-Profit Organization の頭文字をとった略。非営利組織。非営利団体。

営利を目的とせず、社会の様々な課題に対する社会的使命の実現を目指し、不特定多数のものの利益の増進のために活動する組織、団体をいい、組織化されたボランティア団体や市民活動団体をNPOという。

NPOの中で法人格を取得したものがNPO法人。

(島根県ホームページから抜粋)

【 N P O と 行 政 の 協 働 】

NPOと行政が、共通の目的を達成するために、自立した対等な関係で、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、協力して活動することです。さらに、その活動を通じて、相乗効果や住民自治力の向上が期待できることをいう。

※ここでいうNPOとは、利益の獲得・分配を目的とせず、社会的な使命の達成を目的とした、市民の自主的・主体的な活動組織をいい、NPO法人に加え、法人格のない市民活動組織やボランティア組織等も含む。

(島根県ホームページから抜粋)

3 監査の着眼点

次の着眼点から監査を実施した。

(1) 協働事業の事業推進担当課（環境生活総務課）（別表1-1）

- ア 協働事業に関する推進計画や指針は整備されているか。
- イ 協働事業の全庁的な推進体制は整備されているか。
- ウ NPO法人との協働事業に積極的に取り組んでいるか。
- エ NPO活動への支援策は実施されているか。
- オ 協働事業の評価・検証は適切に行われているか。
- カ 市町村、NPO法人等との連携は実施されているか。
- キ 協働事業推進担当課における課題は何か。
- ク しまね社会貢献基金による事業の実施状況はどうなっているか。

(2) 事業実施機関（別表1-2）

- ア 協働事業の実施前の検討は十分に行われているか。
- イ 協働先の調査、選定方法は適切に行われているか。
- ウ 事業実施におけるNPO法人との協議、役割分担等は適切に行われているか。
- エ 事業終了後の事業評価と事業への反映が適切に行われているか。

4 監査対象事業及び監査実施機関（別表2）

(1) 監査対象事業

平成23年度に県が実施したNPO法人との協働事業の状況を把握するため、県の全ての機関に対して事前調査を実施したところ、38事業（資料1）が実施されていた。この結果に基づき、協働事業の分野、形態、事業内容等を勘案して17事業を選定した。

(2) 監査実施機関

監査実施機関は、協働事業の事業推進担当課である環境生活総務課及び監査対象事業の実施機関である13機関（本庁11課、地方機関2機関）とした。

5 監査実施期間

平成25年1月11日（金）～平成25年1月24日（木）

6 監査の実施方法

監査は、全監査実施機関について実地監査を行った。

また、地方自治法第199条第8項の規定による関係人調査として、監査対象事業の協働の相手方であるNPO法人のうち5団体について実地調査を行った。

別表1-1

平成24年度行政監査の着眼点(事業推進担当課)

着 眼 点	内 容
ア 協働事業に関する推進計画や指針は整備されているか。	○推進方針とその内容はどうなっているか。 ○具体的な行動計画、ガイドラインや手引は作成(改訂)されているか。 ○その成果・評価及び課題・対応はどうなっているか。
イ 協働事業の全庁的な推進体制は整備されているか。	○庁内推進会議の開催状況及びその内容はどうなっているか。 ○協働推進員及びその活動状況はどうなっているか。 ○協働事業に対する職員の意識啓発は行われているか。

	○中間支援組織（しまね県民活動支援センター）の活動状況はどうなっているか。
ウ NPO法人との協働事業に積極的に取り組んでいるか。	○協働事業の経緯はどうなっているか。 ○協働事業の実施状況はどうなっているか。 ○必要とされる支援ニーズの把握に努めているか。 ○NPO法人の実態にあった適切な助言・指導が行われているか。
エ NPO活動への支援策は実施されているか。	○活動環境整備のための支援事業の実施状況はどうなっているか。 ○活動促進委員会の開催状況及びその内容はどうか。 ○NPO法人に関する広報や啓発は効果的に行われているか。 ○活動を支える人材育成に努めているか。
オ 協働事業の評価・検証は適切に行われているか。	○評価・検証方法はどうか。 ○評価・検証の実施指導状況はどうか。
カ 市町村、NPO法人等との連携は実施されているか。	○国、県、市町村等の関係機関との連携は図られているか。 ○関係機関との役割分担は適切か。
キ 協働事業推進担当課における課題は何か。	○協働事業の課題、改善を要する事項は何か。
ク しまね社会貢献基金による事業の実施状況はどうなっているか。	○事業の経緯及び概要はどうなっているか。 ○事業の実施状況はどうなっているか。 ○事業の課題、改善を要する事項は何か。

別表1-2

平成24年度行政監査の着眼点(事業実施機関)

着 眼 点	内 容
ア 協働事業の実施前の検討は十分に行われているか。	○協働する理由や必要性は明確になっているか。 ○事業実施前の検討状況はどうなっているか。 ・事業効果は向上するか。 ・県民参画の向上につながるか。 ・費用対効果はどうか。 ○協働形態(委託等)の選定理由は何か。
イ 協働先の調査、選定方法は適切に行われているか。	○協働先の選定方法や調査はどのように行っているか。
ウ 事業実施におけるNPO法人との協議、役割分担等は適切に行われているか。	○事業実施前の事前調整は行われているか。 ○事業の透明性を確保するための事業の周知はどのように行われているか。
エ 事業終了後の事業評価と事業への反映が適切に行われているか。	○事業の成果(目的の達成状況)はどうなっているか。 ○事業評価とその公開の実施はどのようになっているか。 ○今後の協働事業実施に係る課題は何か。 ○課題の改善状況はどうなっているか。

別表 2

監査対象事業・実施機関、監査実施年月日一覧

1 協働事業の事業推進担当課

環境生活総務課 平成25年 1月11日

2 事業実施機関

No	監査対象事業	監査実施機関	監査実施年月日
1	古民家の利活用における雇用創出事業業務	しまね暮らし推進課	平成25年1月15日
2	全国的な「知」の集積から創造する島根の新しい地域再生		
3	地域の情報リテラシー向上事業実施業務	情報政策課	平成25年1月11日
4	木質バイオマス資源を活用したエネルギーの地産地消と地域振興事業	中山間地域研究センター	平成25年1月16日
5	消費者リーダー育成事業	環境生活総務課	平成25年1月11日
6	みんなで学ぶ人権事業	人権同和対策課	平成25年1月11日
7	中海の海藻刈りによる栄養塩循環システムモデル構築事業	環境政策課	平成25年1月11日
8	多世代にわたり公共交通利用の輪を広げる事業		
9	医療連携ITシステム構築支援事業	医療政策課	平成25年1月15日
10	子ども専用相談電話支援事業補助	青少年家庭課	平成25年1月15日
11	子ども専用相談電話支援事業		
12	赤ちゃんパワーを活かした人・まちづくり		
13	市民農園による耕作放棄地及び休耕地の解消及び農地活用普及事業	農業経営課	平成25年1月15日
14	津和野の森を元気に！「木の駅プロジェクト」応援事業	西部農林振興センター 益田事務所	平成25年1月24日
15	傘INプロジェクト～ご縁傘で結ぶ島根のおもてなし～実証実験事業	観光振興課	平成25年1月15日
16	しまね若年無業者ピアサポート事業	雇用政策課	平成25年1月15日
17	「世界遺産石見銀山を守った人々」（仮題）出版事業	文化財課	平成25年1月15日

関係人調査実施状況一覧

No	調査対象事業	関係NPO法人	調査実施年月日
1	古民家の利活用における雇用創出事業業務	NPO法人日本古民家研究会	平成25年1月16日
2	木質バイオマス資源を活用したエネルギーの地産地消と地域振興事業	NPO法人里山バイオマスネットワーク	平成25年1月16日
3	中海の海藻刈りによる栄養塩循環システ	NPO法人自然再生セン	平成25年1月16日

	ムモデル構築事業	ター	
4	傘 I Nプロジェクト～ご縁傘で結ぶ島根のおもてなし～実証実験事業	N P O 法人まつえ・まちづくり塾	平成25年1月16日
5	しまね若年無業者ピアサポート事業	N P O 法人ユースネットしまね	平成25年1月16日

第3 監査結果

1 協働事業推進のための環境整備の状況（事業推進担当課）

(1) 協働事業に関する県の推進計画・指針の整備状況

県は、平成14年度に策定した「島根県新行政システム推進計画」で今後取り組むべき改革の視点の一つとして「市町村や県民との新たなパートナーシップの構築」を掲げ、行政とNPO等の協働を推進することとした。

平成17年3月には「島根県県民いきいき活動促進条例」が制定され、平成17年度に策定された「島根県県民いきいき活動促進基本方針」に基づき、平成18年度には「島根県県民いきいき活動促進行動計画」が策定された。

基本方針では、県民等の積極的な参加を促進するための情報提供やNPO活動の支援など「県民いきいき活動の促進」や、多様化・高度化する県民ニーズに的確に応え、きめ細かなサービスを展開していくため、県民・NPO・事業者・市町村など多様な主体との連携・協働に取り組む「県民との連携・協働による行政の推進」を展開することとされた。

行動計画では、県民いきいき活動の促進に関するより具体的な施策について、重点テーマ・重点項目を設定するとともに、活動指標・成果指標及び目標値が設定され、その評価を公表することとしている。

また、職員向けには、平成15年度に「NPOと行政の協働のためのガイドライン」及び「協働事業の手引き」が作成された。

ガイドライン及び手引きについては、作成されてから10年近くが経過しているが、内容の見直しは行われていなかった。

(2) 協働事業の全庁的な推進体制の整備

平成15年4月に、県における協働を推進する組織として、環境生活総務課内にNPO活動推進室を設置した。

また、平成17年4月に、県民いきいき活動の促進、県行政における協働の推進、機関相互の連携及び施策の調整等を行う庁内推進会議を設置した。

平成20年度からは、NPOからの協働に係る相談や提案などの受付窓口として、全所属に協働推進員を置いている。この協働推進員には、主として総括グループリーダーが充てられているが、業務多用により推進員研修の参加率が低いなど、当初期待された役割が十分に果たされていなかった。

なお、協働推進員設置要綱の改正により、協働推進員の選任対象が拡大され、平成24年度からNPO等との協働事業やNPO法人等への短期派遣研修の経験がある職員なども対象となった。

一般の職員に対しては、NPOの活動に関する理解を深め、協働の必要性について理解を図るため、職員研修が実施されている。特に、人事課が実施する研修では、職員がNPO法人等の行う地域活動に従事する研修が実施されている。こうした研修参加者の中には、研修終了後もNPO法人の活動に参加する事例もみられた。

(表) 協働の推進に向けた取組の経緯

年度	内 容
H14	島根県新行政システム推進計画の策定
	NPO活動推進室の設置

H15	NPOと行政の協働のあり方検討会の報告 「NPOと行政の協働のためのガイドライン」、「協働事業の手引き」作成
H16	島根県民いきいき活動促進条例の制定
H17	島根県民いきいき活動促進基本方針の策定 県民との協働による島根づくり事業の開始（～平成19年度）
H18	島根県民いきいき活動促進行動計画の策定
H20	しまね協働実践事業の開始 県庁全所属に協働推進員を配置、研修実施
H21	鳥取・島根広域連携協働事業（両県広域の協働実践事業）の開始 しまね社会貢献基金の創設 NPO・ボランティアの活動支援サイト「だんだん」及び「島根いきいき広場」の創設
H22	寄附者設定テーマ型協働助成事業の開始 地域社会雇用創出協働事業の開始
H23	新しい公共の場づくりのためのモデル事業の実施（平成23～24年度の2か年事業） 島根県民いきいき活動促進基本方針の改訂 島根県民いきいき活動促進行動計画（平成24～27年度）の策定

(3) NPO法人等との協働事業の取組状況

事業推進担当課では、NPO法人等との協働事業を推進するため、平成17年度から県事業を活用した協働の実践を行う「県民との協働による島根づくり事業」を、平成20年度からはその後継事業として「しまね協働実践事業」、併せて平成21年度からは「鳥取・島根広域連携協働事業」、平成22年度からは「寄附者設定テーマ型協働助成事業」及び「地域社会雇用創出協働事業」を実施している。

また、平成23年度から24年度にかけては、国からの交付金による「新しい公共支援事業」の一環として、「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」を実施している。

当初は、県政課題を踏まえて県が設定したテーマへ応募したもの、あるいはNPO法人等が独自に提案したものについて、県と協働で実施する事業であったが、鳥取、島根両県に共通する地域課題の解決への取組や地域における雇用の創出の取組など、協働機会の拡大に取り組んでいる。

なお、各事業の年度別実施状況は、次表のとおりである。

(表) 年度別事業実施状況（事業推進担当課所管事業）

(単位:件、千円)

事業名	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
県民との協働による島根づくり事業（注1）	事業数	36	37	24	—	—	—	—
	事業費	36,624	29,402	35,020	—	—	—	—
しまね協働実践事業（注2）	事業数	—	—	—	8	6	3	4
	事業費	—	—	—	15,138	11,521	6,000	4,000
鳥取・島根広域連携協働事業（注3）	事業数	—	—	—	—	2	2	0
	事業費	—	—	—	—	4,000	4,000	0
寄附者設定テーマ型協働助成事業（注4）	事業数	—	—	—	—	—	1	1
	事業費	—	—	—	—	—	450	630
地域社会雇用創出協働事業（注5）	事業数	—	—	—	—	—	5	5
	事業費	—	—	—	—	—	19,659	19,927

新しい公共の場づくりの ためのモデル事業（注6）	事業数	—	—	—	—	—	—	8
	事業費	—	—	—	—	—	—	30,566
合 計	事業数	36	37	24	8	8	11	18
	事業費	36,624	29,402	35,020	15,138	15,521	30,109	55,123

（注1）県民との協働による島根づくり事業

県政課題を踏まえて県が設定したテーマへ応募したものあるいはNPO法人等が独自に提案したものに基
づき、応募・提案団体が県と協働で実施する事業

（注2）しまね協働実践事業

「しまね社会貢献基金」を活用し、県政課題を踏まえて設定したテーマに基づき、NPO法人等が県と協
働で企画・実施する事業

※ 基金による実施は、平成21年度から

（注3）鳥取・島根広域連携協働事業

「しまね社会貢献基金」を活用し、鳥取・島根両県に共通する地域課題に対し、NPO法人等から県と協
働する事業の企画提案を募集し、両県の行政・NPO法人等の連携により地域課題の解決を図る実践的な
協働事業

※ 事業費は、両県折半のため島根県負担分を記載

（注4）寄付者設定テーマ型協働助成事業

「しまね社会貢献基金」を活用し、寄附者の希望を踏まえて設定したテーマに基づき、NPO法人等が県
と協働で企画・実施する事業

（注5）地域社会雇用創出協働事業

「緊急雇用創出臨時特例基金」（雇用政策課所管）を活用し、NPO法人等が失業者を雇い入れ、さらに
県と協働することで実施する、県からの委託事業

（注6）新しい公共の場づくりのためのモデル事業

地域における諸課題の解決に向けて、NPO法人等、企業、行政などの多様な担い手が協働・連携して取
り組む先進的な事業で、他の地域のモデルとなるような事業

（4）NPO活動への支援

NPOの活動が継続的に実施され、その活動が充実、拡大するよう、県は様々な支援を行っている。

県は、中間支援組織であるしまね県民活動支援センターを運営する公益財団法人ふるさと島根定住財団に、NPOの活動基盤を強化するための補助金を交付して、NPO実務者研修や地域づくり団体マネジメント研修、NPO・行政職員のための協働環境醸成講座を実施している。会計・税務や労務管理等分野ごとの専門相談員による専門相談や出張相談なども実施されている。

また、平成21年度には、NPO法人、その他社会貢献活動を行う市民活動団体の活動を支援するため、しまね社会貢献基金が造成された。基金は、県の拠出金と一般から募った寄付金を原資として造成されたもので、当初は、平成21年度から平成23年度までの3年間で年間2千万円ずつ、計6千万円を取り崩して事業を実施する計画であったが、平成23年度は新しい公共支援事業を実施したため取り崩し額が減少している。しまね協働実践事業や鳥取・島根広域連携協働事業、寄附者設定テーマ型協働助成事業は、この基金により実施されている事業である。

（表）しまね社会貢献基金の状況

（単位：千円）

年 度	当初基金額	取り崩し額	うち		寄附金収入額	運用益	年度末残高
			協働事業				

H 2 1	60,000	19,684	15,521	2,191	150	42,657
H 2 2	42,657	20,954	10,450	5,039	32	26,774
H 2 3	26,774	7,605	4,630	1,360	15	20,544

(注)「うち協働事業」とは、前表の(注2)から(注4)の事業のことである。

平成23年度から平成24年度にかけて実施されている新しい公共支援事業で、NPO法人等の基盤強化や寄付文化を浸透させる取組が強化されている。

なお、平成22年度から財政基盤が弱いNPO法人に対して、つなぎ融資や運転資金融資を行う低利融資制度（中国労働金庫との協調融資）による支援が始まっている。

NPO法人等の活動の広報については、しまね県民活動支援センターに委託して、NPO法人等に関するポータルサイトの運営や情報誌の発行等により、団体情報やイベント情報の発信、各種助成事業の紹介等が行われている。その他、県の広報媒体を活用して、NPO法人等の活動紹介が行われている。

(5) 協働事業の評価・検証

しまね協働実践事業、寄附者設定テーマ型協働助成事業及び地域社会雇用創出協働事業では、事業終了時に「自己評価シート」を団体、行政の双方で作成し、事業の達成度や継続に関して評価・検証を行っている。

これらの事業では、事業実施中には、実施上の課題等を整理し、事業計画の見直しの検討を行う中間ふり返り研修が実施され、事業実施後には、事業の成果を報告し、外部コーディネーター等から助言等を得る報告会が公開で実施されている。

(6) 市町村、NPO法人等との連携

県内には、認証されたNPO法人が平成23年度末現在で252法人ある（資料2）。その認証手続きについては、より身近なところで手続きができるよう市町村に権限移譲を進めており、現在15市町村に移譲済みである。

また、県民いきいき活動促進委員会を開催し、NPO法人や企業関係者から意見を聴取するなど、幅広い連携の仕組みづくりに向けた取組が行われている。

NPO法人の多くは市町村を協働パートナーと位置づけているが、「島根県及び県内市町村におけるNPOとの協働環境に関する調査報告書」（平成24年公益財団法人ふるさと島根定住財団調査）によると、市町村によって協働に関する取組に温度差があるようである。

2 監査対象事業の状況（事業実施機関）

(1) 協働事業の実施前の検討状況

① 協働の必要性の検討状況

協働に適している事業について、手引きでは、「行政単独あるいはNPO単独で行うより質の高い実施効果を上げることが期待できる事業とし、この視点で常に事業を見つめ直し、協働事業チェックシートを活用するなど、協働の可能性を積極的に検討していく必要がある。」としている。

事業実施前の検討状況を確認したところ、継続事業の1事業を除き、すべての事業で協働の必要性について検討がなされていた。

なお、事業推進担当課が所管するしまね協働実践事業等以外の各課事業では、手引きに沿った協働事業チェックシートの活用は特になされておらず、ガイドラインや手引きの内容が意識されていないという状況も見受けられた。

② 協働の形態

今回の監査対象である17事業の協働の形態は、委託が11事業、補助が5事業、事業協力が1事業である。

なお、ふるさと雇用再生特別基金事業及び地域社会雇用創出協働事業については、県からの委託事業であることが要件となっている。

委託としているものの中には、NPO法人任せになっているものや、NPO法人のホームページ等で公表され

た事業内容に県の委託事業であることが明示されていないもの、事業費の一部を受託者であるNPO法人が自己負担しているものがあり、協働の形態としては補助が相応しいと思われる事業が見受けられた。

また、委託における成果物の著作権は県に帰属するものであるが、NPO法人がその成果物を今後の活動に活用したいという場合の取扱いが事業実施前には定まっておらず、あらかじめ成果物の取扱いが明確になっていればよかったという意見があった。

③ 市町村との連携

今回の監査対象である17事業のうち、事業活動範囲が市町村エリア内のものは7事業あった。

こうした事業では、市町村と連携し事業効果をより高めているものが見られた一方、市町村との連携が不十分であったとするものや、市町村との関係が深いと思われるにも関わらず、事前に市町村を含めた関係者が一緒になって実施方法等を検討することはなかったとするものが見受けられた。

(2) 協働先の調査、選定方法

① 協働の相手方に関する情報収集の状況

協働の相手方であるNPO法人の選定に当たっては、手引きでは、「NPOに関する情報を広く収集して、選定に役立てていくことが必要である。」としている。

相手方の調査について確認したところ、継続事業の1事業を除き、すべての事業で実施されていた。

調査確認方法としては、事前打合せでの聞き取りや、過去の事業実績の調査、申請書類・法人ホームページ等の確認などにより行われていた。

② 協働の相手方の選定方法

協働の相手方の選定方法について、ガイドラインでは、「組織運営や経理状況、活動実績等に関する客観的基準を設けて協働相手を選定するなど、協働事業における公平性・妥当性の確保が必要。公募・提案型事業や補助・助成事業における協働相手は、原則として審査機関により選定、必要な場合は第三者を加えて審査を行う。」としている。

協働の相手方であるNPO法人の選定方法については、しまね協働実践事業、寄付者設定テーマ型協働助成事業、ふるさと雇用再生特別基金事業及び地域社会雇用創出協働事業は、公募を前提とした事業となっており、関係者で組織する審査会において審査の上、選定されていた。

それら以外のその他（各課事業）においては、これまでの事業実績や専門性が必要であること、該当事業について活動している法人が他にはないとの理由から、特定のNPO法人を選定しているものがあった。

(表) 事業分類別協働の相手方の選定方法

事業分類	公 募	公募以外	合 計
しまね協働実践事業	3	0	3
寄付者設定テーマ型協働助成事業	1	0	1
ふるさと雇用再生特別基金事業	1	0	1
地域社会雇用創出協働事業	5	0	5
その他（各課事業）	2	5	7
合 計	12	5	17

(3) 事業実施におけるNPO法人との協議、役割分担等

① 事前打合せの実施状況

協働事業の実施に当たって、ガイドラインでは、「事業の目的、期限、責任の明確化、費用負担の事前協議などの重要な事項については、事前に文書として取り交わしておくことが必要。」としている。

手引きでは、「事業目的の共有と再確認、目的確認のための相互協力関係の確認、事業実施における責任の明確化等について確認する。」としている。

事前打合せについては、NPO法人が実施する事業であるとの理由で実施していない1事業を除き、すべての事業で実施されていた。

② 役割分担

手引きでは、「責任の所在や役割分担、経費負担を明確にする必要がある。」としており、事業実施に当たりそれぞれの事業内容に応じて役割分担が定められていた。

県の主な役割としては、関係機関・団体との調整、企画策定に当たっての指導助言、マスコミへの情報提供や広報活動等を担っていた。

一方、NPO法人では、事業の実施のほか、事業の企画等を担っていた。

③ 事業の周知

ガイドラインでは、「NPOとの協働や支援にあたっては、透明性の確保が優先。協働・支援の結果については、当然のこと、その選定や実施のプロセスについても情報が公開されていなければならない。」としている。

事業の周知状況を見ると、県がNPO法人の実施する人材養成講座の広報活動に事業協力した1事業を除き、ホームページの活用、チラシやパンフレットの配布、関係機関への通知等により県が何らかの事業周知を行っていた。

協働事業の結果・成果について、事業推進担当課が所管するしまね協働実践事業等では、報告会等で事業の事例発表が行われたほか、ホームページに協働事例データベースが掲載され、協働事業の紹介、周知が図られていた。

④ 事業推進担当課所管事業の事業実施スケジュール

事業推進担当課が所管するしまね協働実践事業及び地域社会雇用創出協働事業では、事業実施スケジュール上、事業実施年度の5月頃に事業採択が行われている。

NPO法人と事業実施機関との協議は新年度に入ってからなされ、その協議が十分なされない状況であったため、事業実施機関では「対応に苦慮する。」という意見が複数あった。

また、NPO法人からは、年度中途の事業開始のため「市町村等の関係機関との調整が遅くなり、関係機関との協力が得られにくい場合もある。年度内に事業を終えるのが精一杯で、成果の検証を行う余裕がない。事業実施前年度中に事業採択になるとよい。」との意見があった。

(4) 事業終了後の事業評価等

① 事業の評価・検証

協働事業の評価について、ガイドラインでは、「協働はそのものが目的ではなく、事業を行うための手段であるので事業実施後の効果に対する評価等が重要である。」としている。

手引きでは、「協働事業実施後は、NPOとの意見交換を行うとともに、協働事業評価シートなどを利用して評価する。評価シートでは、協働という手法の適否、協働形態の妥当性、協働相手の妥当性、事業執行方法などの改善点、費用対効果などについて評価を行う。その結果は情報公開し、協働事業に役立てる。」としている。

協働事業の評価の実施状況（次表）を事業分類別に見ると、しまね協働実践事業、寄付者設定テーマ型協働助成事業及び地域社会雇用創出協働事業については、手引きで例示された評価シートに準じた内容の事業結果アンケート調査シート（県担当課及び事業実施団体自己評価用）により行われていた。

しかし、ふるさと雇用再生特別基金事業及びその他（各課事業）については、評価自体が行われていなかったり、行政評価（事務事業評価）、受講生アンケート調査、事業実績報告書等により事業そのものの評価は行われているものの、協働事業としての評価は行われていなかった。

（表）事業分類別協働事業の評価の実施状況

事業分類	評価シート	評価シート以外	評価なし	合計
しまね協働実践事業	3	0	0	3

寄付者設定テーマ型協働助成事業	1	0	0	1
ふるさと雇用再生特別基金事業	0	0	1	1
地域社会雇用創出協働事業	5	0	0	5
その他（各課事業）	0	3	4	7
合 計	9	3	5	17

② 協働事業の改善につながる取組

事業評価及びそれに基づく改善状況を見ると、新たに関係市町村の協力を得て事業範囲が広がり、別のNPO法人とも協働が行われた事例があった。

また、協働の相手方からの意見等に基づき、契約保証金の免除や委託経費の見直し、委託費の支払い時期の改善などが行われた事例があった。

第4 監査意見

島根総合発展計画においては、県民との対話を重視し、双方向の情報共有を進めながら、県民の声がよく県政に反映できる体制を整えるとともに、「県民・企業・NPOなどとの幅広い協働による総力の結集」を図ることとしている。

県と協働事業を実施した団体は、平成16年度に90団体であったものが、平成22年度は1,273団体となっている。また、NPO法人の認証数は、平成16年度末に99法人だったものが、平成23年度末は252法人となっている。

今回の監査に当たっては、平成23年度に県が実施したNPO法人との協働事業38事業から、協働事業の分野、形態、事業内容等を勘案して17事業を監査対象として選定した。

監査を行った協働事業においては、市町村や他のNPO法人との協働を進めることにより事業の広がりが見られたものや、NPO法人の有する専門知識やネットワークを活かし事業実施が可能となったものなど、今後の参考になる取組として評価すべき事例もあった。

今後のさらなる協働の推進に向け、以下に述べる意見について留意のうえ、今回監査対象としなかったボランティア団体や企業等との協働事業を含め、一層積極的な取組が図られるよう期待するものである。

1 職員の意識啓発について

職員の意識啓発及び適切な協働事業遂行のため「NPOと行政の協働のためのガイドライン」及び「協働事業の手引き」が、平成15年度に作成された。

その後、県民いきいき活動促進条例の制定や県民いきいき活動促進基本方針の策定・改訂、しまね社会貢献基金の創設などNPOとの協働に係る取組に進展があるにもかかわらず、ガイドライン及び手引きの見直しはなされていなかった。

一方、事業推進担当課が所管するしまね協働実践事業等以外の各課事業では、ガイドラインや手引きの内容が意識されていないという状況が見受けられ、NPO法人からも、まだまだ協働事業のやり方が理解されていないセクションが多いとの意見があった。

また、NPO法人からは、県職員にNPOの存在を知り理解してもらうために協働推進員制度の充実を望む声があるが、協働推進員に充てられている各課の総括グループリーダー等の協働推進員研修の参加率が低いなど、期待された役割が十分に果たされていると見えない現状がある。

については、これまでの協働事業の実績をもとに、推奨すべき最新のモデル事例を紹介するなど時宜に応じたガイドライン及び手引きの見直しを行い、職員への周知徹底を図るとともに、協働推進員設置要綱の改正も踏まえ、協働推進員がその役割を十分果たせるよう、適任者を選任する必要がある。

2 協働の形態について

協働の形態について、今回監査を行った17事業のうち委託が11事業であった。その中には、予算の制約や事業趣旨

により委託として実施することがあらかじめ決まっているものもあったが、内容からみて委託とするより補助としてNPO法人がより主体性を発揮した方が好ましいと思われる事業もあった。

また、委託の形をとりながら、県からの委託費のみでは不足するため、NPO法人が費用を自己負担して実施している事業も見受けられた。

さらに、NPO法人からは、委託の場合には発注者である県に著作権が帰属し、事業終了後の成果物の活用に制約があるため、補助の方がよいとする意見もあった。

については、協働の形態を決めるに当たっては、提案者の主体性の発揮や事業における県の役割等を考慮し、どの形態がより相応しいか、事前に十分検討する必要がある。

3 協働事業の実施方法について

事業推進担当課が所管するしまね協働実践事業及び地域社会雇用創出協働事業では、事業実施年度の5月頃に事業採択が行われている。

このため、NPO法人からは、市町村等の関係機関との調整が遅くなり協力が得られにくい場合があることや、年度内に事業を終えるのが精一杯で成果の検証を行う余裕がないことから、前年度中の事業採択や複数年度でできる事業制度を求める意見があった。

また、NPO法人等が事業に応募する際は、提案事業に関係する県の担当課と事前に協議し、互いに合意した事業内容により応募することが原則とされているが、事業実施機関の中には、NPO法人との協議が不十分なまま事業が実施されたため、対応が十分にできなかつたところも見受けられた。

については、事業採択を前年度中に行うことや複数年度の事業を取り入れるなど事業実施方法の見直しを検討するとともに、事業実施機関との事前協議が適切に行われるよう配慮する必要がある。

4 市町村における取組の促進について

NPO法人は、その活動範囲が特定の市町村エリア内であったり、特定地域の振興を図るなど市町村と関係の深い事業を行う場合が多い。

今回監査した中にも、事業範囲や内容から見て市町村と協働して実施することが相応しいと思われる事業があった。

このような事業については、事業を効率的に実施し、より多くの成果を上げるため、事前に市町村を含めた関係者が一緒になって、実施方法等を十分検討する必要があると思われるが、そうした検討が行われておらず、事業実施に当たって市町村との連携、調整が十分に行われていないものも見受けられた。

一方で、NPO法人からは、市町村と協働したいが、協働する仕組みがないとの意見もあった。

については、市町村と協働して実施することが相応しいと思われる事業については、事業実施前から関係市町村との十分な連携・調整が図られるようにするとともに、市町村が取り組む協働事業の促進を図るため、NPO法人が活用できる諸制度や先進的な取組事例など、市町村にとって有益な情報の提供をこれまで以上に行う必要がある。

5 NPO法人等への情報発信の推進について

協働の相手方であるNPO法人の中には、多数の会員や事務局組織、事務所を持ち、行政の支援制度をうまく活用している法人もあったが、休日も含めて打合せ等に気軽に利用できる施設が欲しいとの意見や、協働事業を実施するには事前に県の担当課との協議・合意が必要になるが、行政との接点のないNPOにとって負担が大きいとの意見もあった。

また、中間支援組織であるしまね県民活動支援センターについて、法人設立前から活用しているNPO法人があるものの、その存在を知らないという声もあった。

については、しまね県民活動支援センターの役割や取組内容、県や市町村の事業でNPO法人等との協働が可能なものの、さらにNPO法人等を対象とした支援制度などについて、これまで以上に効果的な情報発信に努める必要がある。

資料1 平成23年度に県が実施したNPO法人との協働事業の状況

※ ○付き番号は、今回の監査対象事業

番号	所属名	協働事業の名称	協働事業の分野	協働事業の概要	協働の相手方	協働事業の規模 (単位:円)		協働事業の形態
						全体額	うち県費	
①		古民家の利活用における雇用創出事業業務(ふるさと雇用再生特別基金事業)	地域安全	島根県内には多くの古民家が存在し、処分されているが、この古民家を利活用することにより、地域の景観・環境保全及び活性化を図る。	NPO法人日本古民家研究会	7,665,000	7,665,000	委託
②	しまね暮らし推進課	全国的な「知」の集積から創造する島根の新しい地域再生(地域社会雇用創出協働事業)	まちづくり	・「地域の知の集積地」としての「地域博物館」の実態調査 ・「地域博物館からのまちづくり」について、関係機関との協議 ・技術の復元と産業の創出に関するワークショップの開催 ・歴史や伝承を活かした防災対策についての調査、活用の検討 ・「地域博物館」からの地域再生を考える研修会の開催	NPO法人まちづくりコラボレーション島根	4,049,171	4,000,000	委託
③	情報政策課	地域の情報リテラシー向上事業実施業務	情報化社会	地域の学習活動を側面的に支援 ・相談窓口の設置 ・地域で開催する講習会への講師派遣など	NPO法人A-GENERいわみ	4,629,802	4,629,802	委託
					NPO法人納川の会	4,691,860	4,691,860	
④	中山間地域研究センター	木質バイオマス資源を活用したエネルギーの地産地消と地域振興事業(しまね協働実践事業)	環境保全	地域で生産した木材を燃料に加工し、利用することで里山再生や地域振興の可能性について検証し、また、この取り組みの意義を広く普及啓発する。	NPO法人里山バイオマスネットワーク	1,105,386	1,000,000	補助 事業協力
5	環境生活総務課	しまね社会貢献基金団体支援助成事業	環境保全	しまね社会貢献基金への団体指定寄付金を財源に、指定された団体が実施する事業(宍道湖湖上を永遠に！イトハラプロジェクト「宍道湖湖上再生プロジェクト」特別ヨシ植栽活動事業)へ助成	NPO法人斐伊川流域環境ネットワーク	520,122	234,000	補助
			環境保全	しまね社会貢献基金への団体指定寄付金を財源に、指定された団体が実施する事業(大橋川しじみプロジェクト)へ助成	NPO法人自然再生センター	270,000	270,000	
			保健医療福祉	しまね社会貢献基金への団体指定寄付金を財源に、指定された団体が実施する事業(障がい児の夏休みの居場所整備事業)へ助成	NPO法人コミュニティサポートいずも	350,000	350,000	
			保健医療福祉	しまね社会貢献基金への団体指定寄付金を財源に、指定された団体が実施する事業(障がい児のための摂食講習会)へ助成	NPO法人コミュニティサポートいずも	180,000	137,140	
			保健医療福祉	しまね社会貢献基金への団体指定寄付金を財源に、指定された団体が実施する事業(就学前の発達障がい児に対する療育事業)へ助成	NPO法人療育センター燦々	90,000	90,000	
			環境保全	しまね社会貢献基金への団体指定寄付金を財源に、指定された団体が実施する事業(木質バイオマスエネルギー利用の普及啓発事業)へ助成	NPO法人里山バイオマスネットワーク	361,650	233,100	
⑥		消費者リーダー育成事業	消費者保護	消費者被害の未然防止、拡大防止のため、地域での消費者啓発活動の実践者の育成、地方自治体において消費者相談・消費者行政を担当する者の資質向上及び公的資格を取得できるレベルの人材の育成を目的として、消費者リーダー育成講座を実施	NPO法人消費者ネットワーク関西	1,960,000	1,960,000	委託
⑦	人権同和对策課	みんなで学ぶ人権事業	人権擁護	地域の住民で組織する団体から、人権意識の向上を図るための事業の企画を募集し、県が適当と認めた事業の実施について業務委託することにより、団体活動の活性化を図り、もって県民が自ら学び、実践する機運を醸成する。	NPO法人いずもサポートセンター	216,020	180,000	委託
					NPO法人多文化共生と人権文化LAS	60,384	50,000	
8		みんなで育む宍道湖・中海環境保全事業	環境保全	宍道湖・中海において健全な湖沼環境の保全に資する住民参加型の活動を行う。 ・沿岸の小学校での水環境保全学習会の実施(20校) ・ヨシ植栽イベントの実施(1回)	NPO法人斐伊川流域環境ネットワーク	3,100,000	3,100,000	委託
9		ヨシ利活用等推進業務	環境保全	宍道湖において健全な湖沼環境の保全に資するヨシ等の植生帯の維持、充実を図るため、ヨシ利活用推進に係る調査研究、ヨシ帯による動植物発生調査等を行う。	NPO法人斐伊川流域環境ネットワーク	999,000	999,000	委託
⑩	環境政策課	中海の海藻刈りによる栄養塩循環システムモデル構築事業	環境保全	中海の未活用資源となっている海藻を回収し、水質汚濁負荷となる栄養塩を湖外搬出するとともに、海藻を産業等の原材料として利活用し、循環させるためのモデル的な仕組みの構築を図る。	NPO法人自然再生センター	6,000,000	3,000,000 (※鳥取県と折半)	委託
⑪		多世代にわたり公共交通利用の輪を広げる事業(地域社会雇用創出協働事業)	環境保全	地球温暖化を防止するために二酸化炭素排出量を削減する必要があるが、この事業で公共交通を利用しやすい松江市をモデルに、事業者、行政、県民の多世代にわたる公共交通機関の利用を推進することにより、運輸部門における二酸化炭素排出削減の取組を推進する。	NPO法人プロジェクトゆうあい	4,000,000	4,000,000	委託

資料 1 平成 23 年度に県が実施した NPO 法人との協働事業の状況

※ ○付き番号は、今回の監査対象事業

番号	所属名	協働事業の名称	協働事業の分野	協働事業の概要	協働の相手方	協働事業の規模 (単位:円)		協働事業の形態
						全体額	うち県費	
12	地域福祉課	しまね流安心生活創造プロジェクト推進事業	保健医療福祉	高齢者・障がい者・壮年層・中高生など幅広い人々がボランティア声援として参加したバリアフリー映画を制作し、完成したバリアフリー映画を島根県内の高齢者に身近な公民館・コミュニティセンター等で巡回上映を行う。	NPO法人バリアフリー・シネマ&ライブ・ネットワーク	4,739,959	3,500,000	補助
				1. ヘルパー2級研修 2. 移送サービス拡充支援事業 3. 楡山地区移送サービスモデル事業	NPO法人たすけあい平田	3,713,689	3,353,000	
⑬	医療政策課	医療連携ITシステム構築支援事業	保健医療福祉	県内の病院、診療所等の医療関係機関をセキュリティが確保されたネットワークでつなぎ、そのネットワークを利用して、医療の提供に必要な診療情報をはじめとした各種情報を圏域内や圏域を越えた医療機関間等で共有することにより、離島・中山間地域をはじめとして県内で地域医療、救急医療などの役割を担う各医療機関間の連携体制の構築の支援を行う。	NPO法人しまね医療情報ネットワーク協会	30,925,901	30,925,000	補助
14	健康推進課	糖尿病疾病管理強化対策事業	保健医療福祉	療養指導体制の充実 ・療養指導従事者等に対する研修会の実施 ・関係者間の連絡会議の開催	NPO法人島根糖尿病療養支援機構	300,000	150,000	委託
⑮		子ども専用相談電話支援事業補助	保健医療福祉	民間団体が設置する子ども専用相談電話の運営に要する経費の一部助成や電話番号の広報等の実施	NPO法人チャイルドラインしまね	508,781	430,000	補助 事業協力
					NPO法人ほっと・すべーす21	578,411	430,000	
⑯		子ども専用相談電話支援事業	保健医療福祉	子ども専用相談電話設置運営団体が実施する聴き手養成講座受講者募集のための広報を実施	NPO法人チャイルドラインしまね NPO法人ほっと・すべーす21	1,000,000	1,000,000	事業協力
17		子育て支援情報発信事業	子ども育成	行政・民間・企業がばらばらに発信している子育てに関する情報を一元化し、子育て家庭が必要としている情報を、より検索しやすく、よりわかりやすく届けるためのポータルサイトを構築した。	NPO法人おやこ劇場松江センター	2,800,000	2,800,000	委託
⑰		赤ちゃんパワーを活かした人・まちづくり(寄付者設定テーマ型協働助成事業)	子ども育成	乳幼児との関わり体験をとおして、子どもたちの健全な成長に大切なコミュニケーション力や人間関係を学ぶとともに、結婚や子育てへの前向きなイメージを持ってもらうため、「赤ちゃん登校日授業」の模擬授業や、基調講演、パネルディスカッションなどのシンポジウムを開催した。	しまね子育て子育て支援ネットワークつながるネット 代表世話人NPO法人しまね子どもセンター	630,000	630,000	委託
19	青少年家庭課	NPO等民間団体のネットワーク会議及びパパママ支援講座事業	子ども育成	地域で子育て支援に取り組むNPO等民間団体のネットワークを固めるための交流会の開催。また、NPO等の柔軟な発想やネットワークを活かし、子育て中の不安や負担の軽減、ストレス解消、子育ての仲間作りができるような講座等を開催した。	NPO法人しまね子どもセンター	1,500,000	1,500,000	委託
20		子ども・若者支援に取り組むモデル活動支援事業	子ども育成	不登校、ひきこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、市町村等が居場所を設置し、相談対応等を行っているが、その「居場所」外の場所において新たな支援を行う活動をモデル活動として支援	NPO法人YCスタジオ	2,000,000	2,000,000	補助
					NPO法人ユースネットしまね	2,000,000	2,000,000	
					NPO法人緑と水の連絡会議	2,000,000	2,000,000	
21		こっころフェスタ	子ども育成	子育て家庭と協賛店等との交流や親子のふれあいを促進するとともに、企業や民間団体の子育て支援を地域に広め、子育て・子育てを社会全体で応援する気運を醸成するため、「こっころで広げよう!みんなの笑顔」をテーマに、こっころ協賛店やこっころ隊(子育て支援団体)が一堂に会し、親子のふれあいの場や子育て中の母親がリフレッシュできるイベントを開催した。	しまね子育て子育て支援ネットワークつながるネット	2,151,196	2,151,196	事業協力
㉔	農業経営課	市民農園による耕作放棄地及び休耕地の解消及び農地活用普及事業(地域社会雇用創出協働事業)	環境保全	耕作放棄地や休耕地地を利用した市民農園を開設・運営し、農地活用する場を増やし、また一般消費者の「農業」や「食」への理解の醸成を図る。 ・松江市橋北地域「比津まちネット市民農園」を開設 ・勉強会、収穫祭の実施 ・農家自身が「市民農園」を開設運営するためのパンフレット作成	NPO法人まちづくネットワーク島根	3,931,660	3,931,660	委託

資料1 平成23年度に県が実施したNPO法人との協働事業の状況

※ ○付き番号は、今回の監査対象事業

番号	所属名	協働事業の名称	協働事業の分野	協働事業の概要	協働の相手方	協働事業の規模 (単位:円)		協働事業の形態
						全体額	うち県費	
23	農畜産振興課	有機農業技術等波及講座実施運営業務	その他	県内での有機農業の拡大を図るため、有機農業に関する技術、有機JAS認証に係る知識などを習得できる講座を開催する。	NPO法人島根有機農業協会	1,300,000	1,300,000	委託
24		有機農業技術研修・交流会開催業務	その他	県内での有機農業の拡大を図るため、有機農業者の連携を図り、主体的に技術交流や情報交換を行うための研修会・交流会を開催する。	NPO法人日本エコビレッジ研究会	995,400	995,400	委託
25	農村整備課	しまねの農地再生・利活用促進事業	環境保全	NPO法人が国の耕作放棄地再生利用交付金を活用して行う、耕作放棄地を市民農園として再生利用する取り組みに対して、県費で継ぎ足し補助を行った。	NPO法人まちづくりネットワーク島根	2,602,471	576,592	補助
26	東部農林振興センター (松江農業普及部 安来支所)	河川敷の有効利用(飯梨川)	環境保全	河川敷(飯梨川)の景観保全と有効利用に取り組んでいるNPO法人に対して、牧草生産に対して技術支援を実施	NPO法人自然再生センター安来支部	-	-	事業協力 情報・意見 交換
㉗	西部農林振興センター (益田事務所)	津和野の森を元気に!「木の駅プロジェクト」応援事業(しまね協働実践事業)	環境保全	平成22年度に鳥取・島根広域連携協働事業で得た知識やノウハウを県内で普及させるため、津和野町をモデル地域に選定し、県の関係課に加えて、津和野町や地元のNPO法人と協働・連携を行うことで、過疎山村の再生を目指す。 ・森の健康診断の実施 ・森林の間伐を進め、それに伴う木材利用を促進する木の駅プロジェクトの実施 ・間伐材を地域通貨にかえ、地域で資源やお金が流通する仕組みづくり	NPO法人もりふれ倶楽部	1,000,548	1,000,000	補助
28	水産技術センター	朝酌川河口ミニ三角島シジミプロジェクト	環境保全	シジミの飼育実験を行い、生育を制限している要因を把握する。	NPO法人自然再生センター	-	-	事業協力
29		アジアオノリ養殖プロジェクト	環境保全	中海の環境保全と食のPRのためにアジアオノリの養殖を実施する。	NPO法人自然再生センター	-	-	事業協力 公共財産の 提供
30		ヨシ利活用推進事業	環境保全	ヨシ帯の造成効果を検証する。	NPO法人斐伊川くらぶ	-	-	情報・意見 交換
㉑	観光振興課	傘INプロジェクト～ご縁傘で結ぶ島根のおもてなし～実証実験事業(しまね協働実践事業)	まちづくり	まちあるき観光を推奨する松江市内(主に松江城周辺)において、観光客へのおもてなしとして取り組んだ事業。 あわせてリサイクル・リユースの観点から、忘れ物の傘を観光客に無料でレンタルするもの。 実証実験として取り組み、評価が得られれば県内各地にこの精神を広げていく予定。	NPO法人まつえ・まちづくり塾	1,010,780	1,000,000	補助
32	産業振興課	しまね起業家スクールの運営	職能雇用	起業を目指している方や創業間もない方などを対象とした起業、創業に関する知識の習得やビジネスプランの作成などを学ぶ全14回の連続講座を開催	NPO法人Gassho	2,990,638	2,500,000	実行委員会・協議会
㉓	雇用政策課	しまね若年無業者ピアサポート事業(地域社会雇用創出協働事業)	職能雇用	既存の社会構造になじめない若者が増える中、特に長期に渡るひきこもり、ニート等の若年無業者の就労・就学支援を行う。	NPO法人ユースネットしまね	3,994,747	3,994,747	委託
34	東部高等技術校	東部高等技術校特別講習会	職能雇用	(株)デンソー技術センターによる講習および実技指導(ものづくり機械関係)	NPO法人ビジネスサポートひかわ	-	-	共催
35		組込プログラムロボット(サッカーロボット)を活用した産・学・官連携による次世代産業人材育成事業	職能雇用	1. 講演会の開催(講師:北原達正氏 京都大学講師・子供の理科離れをなくす会代表) 2. 会員企業、地元小・中学校への啓発	NPO法人ビジネスサポートひかわ	-	-	事業協力
36	雲南県土整備事務所	さくらおろち湖周辺スポーツ施設管理業務委託	その他(施設管理)	・施設の清掃 ・施設の日常点検・巡視 ・施設開放業務	NPO法人 さくらおろち	345,672	345,672	委託
37	企業局総務課	平成23年度島根県企業局源流保全事業	環境保全	どんぐりの森づくり(東部地域) ・水源学習 ・植栽	NPO法人斐伊川流域環境ネットワーク	2,130,807	1,499,400	委託
				桜の里づくり支援による源流の森づくり活動(大田地域) ・水源学習 ・植栽	NPO法人緑と水の連絡会議	365,555	365,555	
				どんぐりの森づくり支援活動(西部地域) ・水源学習 ・植栽	NPO法人アンダント21	348,844	210,000	
㉔	教育庁文化財課	「世界遺産石見銀山を守った人々」(仮題)出版事業(地域社会雇用創出協働事業)	学術文化	石見銀山大森地区で史跡保全に取り組んできた歴史を記録し、書籍として編集・出版することを通じて、雇用創出を図る。	NPO法人緑と水の連絡会議	4,000,000	4,000,000	委託

資料2 NPO法人の状況

1 認証状況

(1) 認証数

中国地方各県及び全国のNPO法人の認証数（平成24年3月31日現在）は、表1のとおりである。

県内で認証を受けているNPO法人は252法人であり、人口10万人当たりの認証数35.15は、全国平均より2.53ポイント高くなっている。

表1 各県のNPO法人の認証数

区 分	島根県	鳥取県	岡山県	広島県	山口県	中 国	全 国
認 証 数	252	223	632	720	386	2,213	45,140
人口10万人当たり	35.15	37.93	32.49	25.17	26.60	29.27	32.62

(2) 年度別認証数

これまでの年度別認証数は、表2のとおりである。

平成16、17年度の35件をピークに増加してきたが、近年は20件前後で落ち着いている。認証の取消はないが、解散は平成18年に1件発生して以降、年数件の解散がある。

表2 年度別認証数

区 分	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
認証数	9	8	9	10	28	35	35	33	31	15	17	23	21
解散数	0	0	0	0	0	0	0	1	4	4	6	3	4
累 計	9	17	26	36	64	99	134	166	193	204	215	235	252

2 活動分野

NPO法人が活動している分野は、特定非営利活動促進法（NPO法）第2条第1項別表に定める「保健・医療・福祉」「社会教育」「まちづくり」など17分野である（法改正により活動分野が追加され、平成24年度からは20分野に拡大）。活動分野別のNPO法人数は、表3のとおりである。

活動分野の多い順に見ると、県内では、①保健・医療・福祉（67.1%）、②まちづくり（62.3%）、③他団体支援（57.5%）、④社会教育（48.8%）、⑤子どもの健全育成（48.0%）であり、全国では、①保健・医療・福祉（57.8%）、②他団体支援（46.8%）、③社会教育（46.7%）、④子どもの健全育成（42.4%）、⑤まちづくり（42.4%）である。県内、全国で順位に差はあるものの、上位5分野は同じである。

県内の特徴は、全国と比べて「まちづくり」が19.9ポイント高いなど、総じて高い割合となっており、1法人が多くこの分野で活動していることがうかがわれる。

表3 活動分野別法人数

活 動 分 野	島根県		全 国	
	法人数	割合 (%)	法人数	割合 (%)
保健・医療・福祉	169	67.1	26,112	57.8
社会教育	123	48.8	21,079	46.7
まちづくり	157	62.3	19,120	42.4
学術文化・芸術・スポーツ	103	40.9	15,311	33.9
環境保全	103	40.9	12,926	28.6
災害救援	24	9.5	3,106	6.9

地域安全	35	13.9	4,785	10.6
人権擁護・平和推進	39	15.5	7,288	16.1
国際協力	42	16.7	8,758	19.4
男女共同参画	27	10.7	3,846	8.5
子どもの健全育成	121	48.0	19,142	42.4
情報化社会	41	16.3	4,355	9.6
科学技術	20	7.9	2,397	5.3
経済活動	77	30.6	7,235	16.0
職業能力・雇用機会	90	35.7	9,968	22.1
消費者保護	25	9.9	2,759	6.1
他団体支援	145	57.5	21,111	46.8
合 計	252	—	45,140	—

(注) 1 法人が活動分野を重複することができる。割合は、法人数合計に占める割合である。

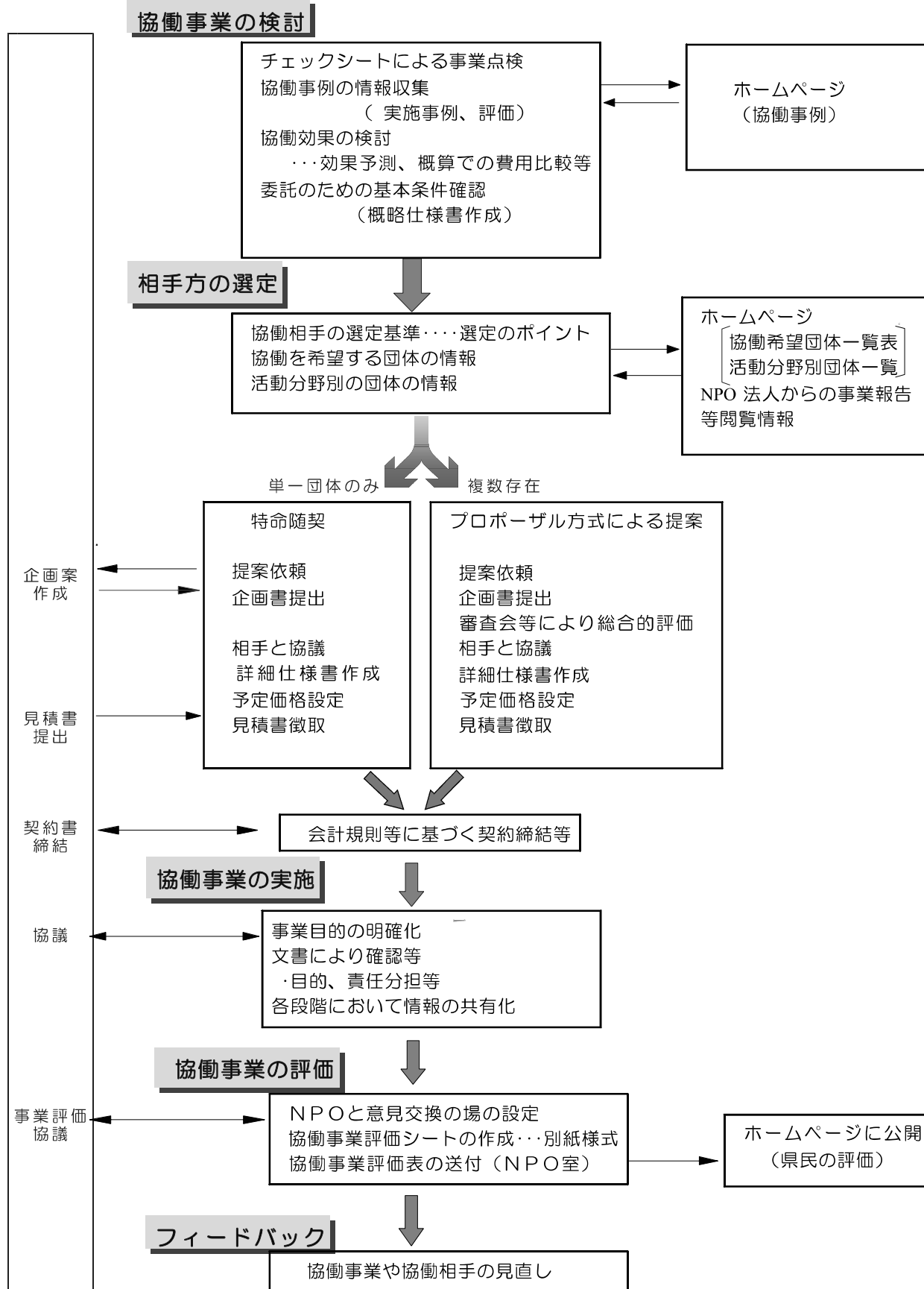
資料3 平成22年度協働事業調査集計表(環境生活総務課調査)

No.	事業名	担当課	協働形態						相手方				団体数	
			共催	委託	補助・助成	施策提言	審議会参画	事業協力	その他	NPO法人	任意団体	自治会		その他
1	竹島返還要求推進事業	総務部総務課			1						1			1
2	交通指導員研修事業	交通対策課		2									2	2
3	高齢者交通事故防止対策事業	交通対策課		1									1	1
4	犯罪被害者等支援普及啓発事業	環境生活総務課		1									1	1
5	みんなで学ぶ人権事業	人権同和対策課		12									12	12
6	「みんなで守る郷土の自然」選定整備事業	自然環境課						1					1	1
7	自然公園等ボランティア整備事業	自然環境課	1										1	1
8	姫逃池草刈り事業	自然環境課	2										2	2
9	赤名湿地自然再生事業	自然環境課	1										1	1
10	未来へつなげる島根の「環境農業」推進事業「有機農業技術等波及講座」	農畜産振興課		1					1					1
11	保全ネットワーク・保全活動支援事業	農村整備課			2			2		3	1			4
12	傷病鳥獣救護体制整備事業	森林整備課		1					1					1
13	島根県治山アドプト制度	森林整備課						2					2	2
14	島根県治山アドプト制度(治山施設愛護交付金)	森林整備課						3					3	3
15	「漁港を美しくする会」助成事業	漁港漁場整備課			3		1			4				4
16	島根県公共土木施設愛護ボランティア制度(道路部門)	道路維持課						592				592		592
17	島根県公共土木施設愛護ボランティア制度(河川部門)	河川課						561				561		561
18	島根県公共土木施設愛護ボランティア制度(海岸部門)	河川課						18			18			18
19	島根県公共土木施設愛護ボランティア制度(港湾部門)	港湾空港課						9				9		9
20	タ日スポット・クリーンサポーター事業	高速道路推進課	20						1	18	1			20
21	「しまねの公園」愛護ボランティア活動	都市計画課						8		4		4		8
22	博物館支援事業	古代出雲歴史博物館					1		1					1
23	飯梨川河川敷自然再生・有効活用事業	松江県土・広瀬土木事業所					1		1					1
24	源流地域保全支援事業	企業局		2					2					2
25	地域安全マップ作成事業	県警・生活安全企画課			4								4	4
26	元気なシルバー隊活動事業	県警・生活安全企画課			4						4			4
27	1戸1灯運動事業	県警・生活安全企画課			4						4			4
28	若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業	県警・生活安全企画課			1								1	1
29	地域社会雇用創出事業	雇用政策課		5					5					5
30	しまね協働実践事業	環境生活総務課			3				3					3
31	鳥取・島根広域連携協働事業	環境生活総務課		2					2					2
32	寄附者設定テーマ型協働事業	環境生活総務課		1					1					1
合 計			24	28	22	0	0	5	1,194	18	30	1,181	44	1,273

(参考資料) 協働事業 (委託) の事務手続き

N P O

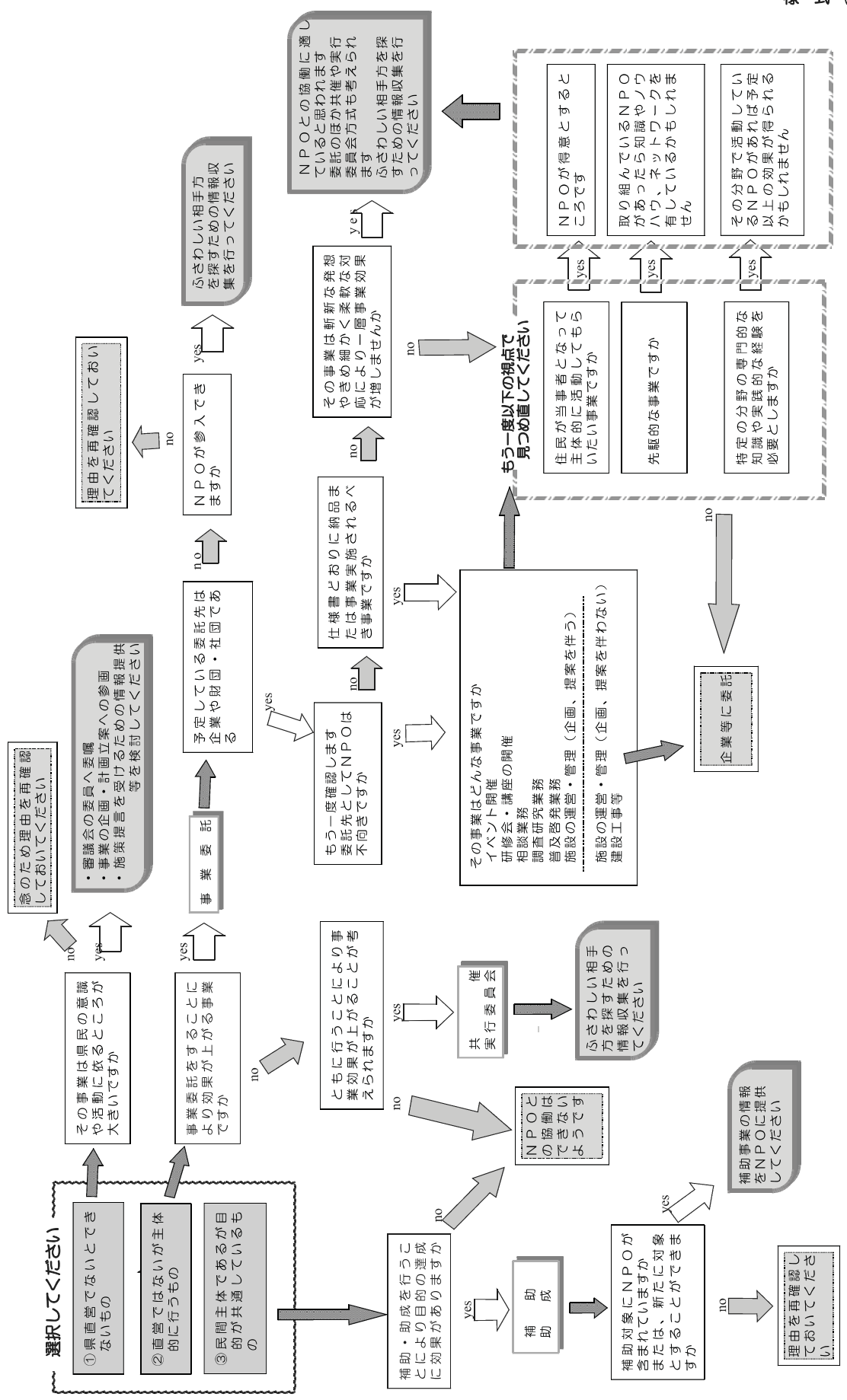
事業担当課での事務



協働事業チェックシート

事業名 _____

所属 _____



様 式

協働事業評価シート

事業名		所属名	
-----	--	-----	--

A : 十分満足 B : 満足 C : 不満

項目	A	B	C
事業の目標達成度 ・適切な目標設定がなされた ・設定した目標が達成された ・受益者の満足度は高まった ・当事者の満足度は高まった			
協働という手法は適切だったか			
協働の役割分担は適切だったか			
協働形態の選択 ・事業に最もふさわしい形態が選択されたか			
協働相手の選定過程は適切だったか			
協働相手は適切だったか			
円滑な事業実施 ・協働に際し、重要と思われる事項を事前に確認しあった ・事業実施は円滑になされた			
費用対効果 ・効果に見合うコストとなっている ・行政コストの低減が図られた、又は同コストでサービスの厚み（質・量）が増した（県のみ）			
協働事業全体をとおしての総合評価			
コメント（今後に向けての改善事項等）			

県、NPO双方が評価を行い、評価結果を共有・検討する機会を設定する。
 評価結果を公表することにより、今後の協働事業推進に役立てる。

島根県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成24年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年 3月19日

島根県監査委員	田 中 八洲男
同	石 原 真 一
同	法 正 良 一
同	後 藤 勇

第1 監査の概要**1 財政的援助団体等監査の趣旨**

地方自治法第199条第7項^(注1)の規定に基づき、県が補助金、交付金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体、県が資本金、基本金等を出資している団体及び公の施設^(注2)の管理を行わせている団体並びに財政的援助を行っている所管課を対象とし、県による財政的援助の妥当性、団体における公金の執行状況の適正性等の観点から監査を実施した。

(注1) 地方自治法第199条第7項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

(注2) 公の施設

住民の福祉を増進させることを目的として、その利用に供するために普通地方公共団体が設置する施設。
学校、美術館、ホール、体育館、県営住宅や公園等。

2 監査対象団体及び実施団体**(1) 監査対象団体**

監査対象団体は次のとおりである。

ア 財政的援助団体

- ① 県単独の制度により原則として1千万円以上の補助金、交付金、負担金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）を交付した団体及び1千万円未満の補助金等を交付した団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体
- ② 県が貸付け又は損失補償をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体

ウ 借入保証、信託に係る団体

県が借入保証または信託（不動産の信託に限る。）をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

エ 公の施設の指定管理者

県が公の施設の管理を行わせているもの

(2) 監査対象団体の概要

監査対象団体の平成23年度末の状況は、次表のとおりである。

団体区分	監査対象 団体	財政的援助等の形態別件数					
		財政的援助			出資	債務 保証	公の施設の 指定管理
		補助金等	貸付	損失補償			
社団法人 ^(注3)	7	7	1	1	2		
財団法人 ^(注3)	16	5	1	1	10		6
公益財団法人	7	5	2	2	7		2
地方独立行政法人	1	1					
社会福祉法人	16	16					

農 林 水 産 組 合	3	1	2				
商 工 会 議 所 ・ 商 工 会	2 9	2 9					
株 式 会 社	1 1	1	1		3		7
そ の 他	2 1	1 5	2	1	4	1	3
合 計 (注4)	1 1 1	8 0	9	5	2 6	1	1 8

(注3) 社団法人及び財団法人は、平成20年12月1日に施行された新公益法人制度において特例民法法人として存続しているものをいう。

(注4) 1つの団体について補助金等、貸付金、出資等が重複している場合があるため、「監査対象団体実数」の合計と「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

(3) 監査実施団体

平成24年度は、上記監査対象団体の中から過去の監査実施状況等を考慮し、次の25団体を選定し監査を実施した。

	監 査 実 施 団 体 名	所 管 課	監 査 対 象 と し た 財 政 的 援 助 等 の 内 容
1	(公財)しまね産業振興財団	産 業 振 興 課	補 助 金 ・ 出 資 ・ 指 定 管 理
		中 小 企 業 課	補 助 金 ・ 貸 付 金 ・ 損 失 補 償
2	一 畑 電 車 株 式 会 社	交 通 対 策 課	補 助 金
		都 市 計 画 課	貸 付 金
3	(公財)島根県環境管理センター	廃 棄 物 対 策 課	補 助 金 ・ 出 資 ・ 損 失 補 償
4	島 根 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会	中 小 企 業 課	補 助 金
5	浜 田 商 工 会 議 所	中 小 企 業 課	補 助 金
6	大 田 商 工 会 議 所	中 小 企 業 課	補 助 金
7	平 田 商 工 会 議 所	中 小 企 業 課	補 助 金
8	島 根 県 商 工 会 連 合 会	中 小 企 業 課	補 助 金
9	斐 川 町 商 工 会	中 小 企 業 課	補 助 金
10	東 出 雲 町 商 工 会	中 小 企 業 課	補 助 金
11	桜 江 町 商 工 会	中 小 企 業 課	補 助 金
12	(社)島根県トラック協会	交 通 対 策 課	補 助 金
13	(社)島根県旅客自動車協会	交 通 対 策 課	補 助 金
14	島 根 県 歯 科 技 術 専 門 学 校	医 療 政 策 課	補 助 金
15	島 根 県 信 用 保 証 協 会	中 小 企 業 課	補 助 金 ・ 損 失 補 償
16	(社)島根県野菜価格安定基金協会	農 畜 産 振 興 課	補 助 金 ・ 負 担 金
17	(社福)やくも福祉会	地 域 福 祉 課	補 助 金

18	(社福)きづき会	地域福祉課	補助金
19	(財)島根県市町村振興協会	市町村課	交付金
20	(公社)島根県水産振興協会	水産課	交付金
21	浜田港振興会	しまねブランド推進課	負担金
22	(公財)島根県みどりの担い手育成基金	林業課	出資
23	(公財)島根県障害者スポーツ協会	障がい福祉課	出資
24	(公財)ホシザキグリーン財団	水産課	指定管理
25	特定非営利活動法人国際交流フラワー21	農畜産振興課	指定管理

なお、今回、監査を実施した指定管理施設は、次のとおりである。

	施設名	指定管理者名	年度	利用者数	指定管理料 (千円)	利用 料金制
1	花ふれあい公園 (しまね花の郷)	特定非営利活動法人 国際交流フラワー21	H23	62,709	78,000	○
2	宍道湖自然館(ゴビウス)	公益財団法人 ホシザキグリーン財団	H23	105,527	108,473	○
3	産業高度化支援センター (テクノアークしまね)	公益財団法人 しまね産業振興財団	H23	11,252	240,594	

※ 利用料金制とは、公の施設の指定管理者に当該施設の利用料金を収入させ、施設を運営する制度である。

3 監査の実施方法、対象年度、範囲、視点、実施年月日及び監査の執行者

(1) 実施方法

監査実施団体については実地監査を行い、監査実施団体の所管課については書面監査により行った。

(2) 対象年度

監査は原則として平成23年度を対象とし、必要に応じ平成22年度及び平成24年度も対象とした。

(3) 範囲

監査の範囲は、補助金等、貸付金又は損失補償の財政的援助を与えている団体については、それら財政的援助に関連する範囲とし、出資している団体については、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、公の施設の管理を行わせている団体については、管理に係る会計事務の執行や施設の維持管理を範囲とした。

(4) 監査の視点

監査は、補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、出資している団体については、出資目的に沿って事業が運営されているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、指定管理に関する協定書に基づき施設が適切に管理・運営されているかなどの視点から行った。

(5) 監査実施年月日

	監査実施団体	監査実施年月日
1	(公財)しまね産業振興財団	平成24年11月14日
2	一畑電車株式会社	平成24年11月13日

3	(公財)島根県環境管理センター	平成24年11月2日
4	島根県中小企業団体中央会	平成24年10月31日
5	浜田商工会議所	平成24年11月2日
6	大田商工会議所	平成24年11月6日
7	平田商工会議所	平成24年10月31日
8	島根県商工会連合会	平成24年11月13日
9	斐川町商工会	平成24年10月31日
10	東出雲町商工会	平成24年11月6日
11	桜江町商工会	平成24年11月7日
12	(社)島根県トラック協会	平成24年11月6日
13	(社)島根県旅客自動車協会	平成24年11月7日
14	島根県歯科技術専門学校	平成24年11月7日
15	島根県信用保証協会	平成24年10月31日
16	(社)島根県野菜価格安定基金協会	平成24年11月2日
17	(社福)やくも福祉会	平成24年11月14日
18	(社福)きづき会	平成24年11月13日
19	(財)島根県市町村振興協会	平成24年11月12日
20	(公社)島根県水産振興協会	平成24年11月12日
21	浜田港振興会	平成24年11月2日
22	(公財)島根県みどりの担い手育成基金	平成24年10月31日
23	(公財)島根県障害者スポーツ協会	平成24年11月13日
24	(公財)ホシザキグリーン財団	平成24年10月31日
25	特定非営利活動法人国際交流フラワー21	平成24年11月6日

所管課については、事前に職員により実施した実地調査に基づき、書面監査を実施した。

(6) 監査の執行者

監査の執行者は次のとおりである。

監査委員 田 中 八洲男

監査委員 石 原 真 一

監査委員 法 正 良 一

監査委員 山 川 博 司

なお、地方自治法第199条の2の規定により、山川博司監査委員は、一畑電車株式会社、島根県歯科技術専門学校、(社)島根県野菜価格安定基金協会及び島根県信用保証協会について監査を行っていない。

第2 監査の結果

I 監査結果（総括）

各監査実施団体別の監査結果はII 監査結果（個別）に掲げるとおりであり、是正又は改善を要するものとして指

摘する事項が1件、是正を求めて指導、指示する事項が6件あったほかは、概ね適正に処理されているものと認められた。

また、個別の意見を除き、監査全般を通じて申し述べる意見は2件である。監査結果及び意見については、県報掲載により公表するとともに、各監査実施団体及び所管課あて文書により通知する。

1 指摘事項

是正又は改善を要するものとして指摘する事項は、次のとおりである。

補助対象人件費の取扱いについて【産業振興課】

公益財団法人しまね産業振興財団管理費補助金の補助対象となっている職員には、島根県立産業高度化支援センターの指定管理業務に従事している職員が含まれている。当該兼務職員の業務が、補助対象業務であるのか、指定管理業務であるのか、その区分が明確にされておらず、その全額を補助対象業務と認定して補助金を支出していた。

については、補助金対象業務と指定管理業務に携わる兼務職員の経費については、それぞれの業務量に応じ補助金及び指定管理料から支出すべきであるので、補助対象業務と指定管理業務を明確に区分し、適切に執行された。

2 指導事項及び指示事項

該当の団体、所管課に対し文書により是正を求めて指導、指示する事項は、次のとおりである。

(1) 指導事項（団体）（3件）

- ア 会計規程に規定されているにもかかわらず出納責任者、出納担当者の任命がされていないもの
- イ 契約書に契約日、契約期間が記入されていなかったもの
- ウ 補助金交付申請等で、決裁権者の押印がなかったもの

(2) 指示事項（所管課）（3件）

- ア 公の施設の指定管理に係る基本協定書が変更されていないもの
- イ 公の施設の指定管理に係る施設使用料の専用口座が設けられていないもの
- ウ 公の施設の指定管理に係る基本協定書で管理物品を提示していないもの

3 意見

監査全般を通じて申し述べる意見は、次の2件である。

(1) 公の施設の指定管理における適正な管理について【人事課、所管課】

公の施設の指定管理の状況については、平成23年度の監査において重点監査項目として監査を実施し、再委託等に係る承認手続きの明確化や貸付物品の適切な管理等について所管課に対し意見として述べたところである。

これを受けて指定管理者制度を所管する人事課においては、第三者への再委託等について標準協定書を改正し、平成24年3月末に全所管課に通知が行われたところであり、平成23年度に監査を実施した所管課からは、改善の取組について既に実施した、あるいは今後実施するという報告を受けたところである。

また、貸付物品等の適切な管理等については、監査を実施した所管課から同様の報告を受けたところである。

しかしながら、今回の監査においても、人事課から通知がなされたにもかかわらず、第三者への再委託や新たに設けられた暴力団等の排除に係る規定について基本協定書が変更されていない事例が見受けられた。さらには所管課が指定管理者に対し基本協定書で管理物品を提示していない事例、施設の使用料収入の専用口座を設けていない事例など、従来から基本協定書で規定されているにもかかわらず適正に行われていない事例が見受けられたところである。

については、いま一度、平成23年度に申し述べた意見について、既に改善を実施したとの報告があったところを除く全ての所管課において点検を行われない。

また、人事課においては、公の施設の適正かつ円滑な管理を行うため、全ての所管課において基本協定の変更などの手続が行われているかどうか点検を行われない。

(2) 指定管理者が県の施策に協力する場合の評価について【人事課、所管課】

本県の公の施設においては、指定管理者制度を導入する以前から、施策のPRや福祉的な視点から児童福祉週間、老人の日・老人週間、障害者週間などの期間中に施設の無料開放を行ってきた。

指定管理者制度導入後は、指定管理者において、指定管理料の算定において設定された収入目標額を達成するため、種々の工夫により入館者数の増や収入増を図る方策を実施する一方、県から無料開放の依頼を受けて施設を無料開放し、県の施策に協力しているところである。

また、子育て応援パスポート（こっころカード）の提示による利用料金の減額を実施している施設も見られ、指定管理者においては、こうした無料開放や利用料金の減額の状況を把握し、利用料金収入に占める割合や影響を計りながら施設の管理・運営を行っているところである。

しかしながら、児童福祉週間等を所管する各課においては、県の施策に協力して実施されている施設の無料開放の状況について、自発的に報告している指定管理者があるにもかかわらず、とりまとめは行われていない（青少年家庭課においては、平成24年度の児童福祉週間の実施状況についてはとりまとめを行っている。）。

については、指定管理施設において県の施策に協力して実施されている無料開放について、各施策の所管課において成果をとりまとめ、その内容や効果が目的にそったものとなっているかどうかを検証されたい。

また、指定管理者においては、この無料開放等による収入減に対し補填を求めるところもあり、施設の所管課及び指定管理者制度を所管する人事課において、無料開放等による入館者数の増や収入全体に対する影響などについて調査し、必要な対応を検討されたい。

II 監査結果（個別）

1	団体名	(公財)しまね産業振興財団	所管課	産業振興課	中小企業課
---	-----	---------------	-----	-------	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和48年4月1日

(2) 設立目的

島根県の産業構造の高度化、新たな産業の育成、企業の国際化及び地域の情報化を促進し、もって本県産業の活性化と県民の福祉向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資している。

出資金額 146,196千円（県出資比率：100%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 事業実施状況

ア 事業内容

- ① 県内企業の経営力・生産力の強化、新たな分野への進出など企業の競争力を強化支援する事業
- ② 県内企業の技術力向上を支援する事業
- ③ 県内企業の製品及び技術の販路開拓や販路拡大の支援に関する事業
- ④ 県内情報産業の競争力強化支援に関する事業
- ⑤ 産業支援施設及び設備の維持管理に関する事業

イ 事業費

公益目的事業会計事業費 1,488,076千円

収益事業等会計事業費 246,444千円

法人会計管理費 83,109千円

(2) 補助金

ア 補助金名 しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金

① 内容

団体が産業の高度化と新産業の創出を目指して行う企業支援活動を円滑に進めるために造成された基金に対して補助する。

② 補助金額 329,034千円

イ 補助金名 公益財団法人しまね産業振興財団管理費補助金

① 内容

団体の安定した運営を図るため、その業務遂行に必要な人件費及び事務費を補助する。

② 補助金額 232,500千円

ウ 補助金名 小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金

① 内容

団体が行う小規模企業者等設備貸与事業の割賦損料が市中金利より著しく高率にならないよう維持するため、貸倒引当金の積み立てに必要な費用の一部を補助する。

② 補助金額 13,717千円

(3) 貸付金

ア 貸付金名 小規模企業者等設備貸与資金貸付金

① 内容

従業員20人以下の小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与するため、団体が行う小規模企業者等設備貸与事業に必要な資金の一部を貸し付ける。

② 貸付金額

平成22年度末残高	572,921千円
平成23年度貸付額	175,000千円
平成23年度返済額	183,481千円
平成23年度末残高	564,440千円

イ 貸付金名 小規模企業者等設備資金貸付金

① 内容

従業員数20名以下の小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与するため、団体が行う小規模企業者等設備資金貸付事業に必要な資金を貸し付ける。

② 貸付金額

平成22年度末残高	212,828千円
平成23年度貸付額	0千円
平成23年度返済額	118,920千円
平成23年度末残高	93,908千円

ウ 貸付金名 島根県単中小企業設備貸与資金貸付金

① 内容

従業員数300名以下の中小企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与するため、団体が行う島根県単中小企業設備貸付事業に必要な資金の一部を貸し付ける。

② 貸付金額

平成22年度末残高	476,798千円
平成23年度貸付額	165,000千円
平成23年度返済額	269,043千円
平成23年度末残高	372,755千円

(4) 損失補償

ア 小規模企業者等設備資金貸付事業に係る損失補償

① 内容

小規模企業者等設備資金貸付事業に関して、団体の受ける設備資金代金相当額に係る損失について補償する。

② 平成23年度末損失補償債務残高 8,618千円

イ 小規模企業者等設備貸与事業に係る損失補償

① 内容

小規模企業者等設備貸与事業に関して、団体の受ける貸与設備代金相当額に係る損失について補償する。

② 平成23年度末損失補償債務残高 554,095千円

ウ 島根県単中小企業設備貸与事業に係る損失補償

① 内容

島根県単中小企業設備貸与事業に関して、団体の受ける貸与設備代金相当額に係る損失について補償する。

② 平成23年度末損失補償債務残高 367,593千円

(5) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 産業高度化支援センター（テクノアークしまね）（所在地 松江市）

イ 指定管理業務の内容

- ① 島根県立産業高度化支援センターの使用料の徴収に関する業務
- ② 島根県立産業高度化支援センター及び設備の維持管理に関する業務
- ③ 島根県産業技術センターの施設及び設備で知事が定めるものの維持管理に関する業務

ウ 指定期間 平成22年度～平成26年度

エ 指定管理料 240,594千円（平成23年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課（産業振興課）

ア 改善等を要する事項

補助対象人件費の取扱いについて

公益財団法人しまね産業振興財団管理費補助金の補助対象となっている職員には、島根県立産業高度化支援センターの指定管理業務に従事している職員が含まれている。当該兼務職員の業務が、補助対象業務であるのか、指定管理業務であるのか、その区分が明確にされておらず、その全額を補助対象業務と認定して補助金を支出していた。

については、補助金対象業務と指定管理業務に携わる兼務職員の経費については、それぞれの業務量に応じ補助金及び指定管理料から支出すべきであるので、補助対象業務と指定管理業務を明確に区分し、適切に執行されたい。

イ 意見

指定管理業務における入居機関の経費負担について

指定管理業務における光熱水費について、入居機関である産業技術センター及びしまね産業振興財団の使用分は、指定管理者が指定管理料により一括して支払う取扱いとなっている。

平成23年度の光熱水費は8,688万円余で、うち電気使用量は産業技術センター分が施設全体の約6割を占めている。近年は各種試験・研究等の設備機器を備える同センターの電気使用量が増加傾向にあり、指定管理者が負担する光熱水費は当初計画額と比べ541万円余増加している。このように入居機関の使用割合が大きく、さらに使用量の変動要素も大きい光熱水費について、指定期間中固定された指定管理料から負担することは適当ではないと考えられる。

については、各入居機関の光熱水費について、適切な経費負担が行われるよう、個メーターの設置や共有部分における按分方法の設定などにより、実費精算方式を適用することについて検討されたい。

(3) 所管課（中小企業課）

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

2	団体名	一畑電車株式会社	所管課	交通対策課	都市計画課
---	-----	----------	-----	-------	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 明治45年4月6日（一畑電気鉄道株式会社から平成18年4月1日分社）

(2) 設立目的

出雲今市～一畑間の軽便鉄道敷設のため設立され、大正3年に一畑軽便鉄道（後の一畑電気鉄道株式会社）として運行を開始した。

(3) 主な事業内容

鉄道事業

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 一畑電車安全輸送設備等整備事業費補助金

① 内容

一畑電車の路線維持のため、道床交換や信号保安設備等の更新など国の補助事業として採択された事業について、国の補助する額を除いた経費の1/2以内の額を補助する。

② 補助金額 71,817千円

イ 補助金名 一畑電車基盤設備維持費補助金

① 内容

一畑電車の路線維持のため、線路、電路及び車両の維持修繕費のうち国の補助事業の対象とならない維持修繕費について、その1/2以内で予算で定める範囲内の額を補助する。

② 補助金額 169,765千円

(2) 貸付金

ア 貸付金名 連続立体交差事業資金貸付金

イ 内容

出雲市駅付近連続立体交差事業の実施に伴い、事業の促進と円滑な施行を図るため、県と出雲市が一畑電車に対し、鉄道事業者負担金及び鉄道用地取得資金をそれぞれ1/2ずつ無利子融資した。

貸付金額 128,848千円（平成6年度ほか）

据置期間 平成6年度から平成12年度まで

償還期間 平成13年度から30年間

平成22年度末残高	103,079千円
平成23年度貸付額	0千円
平成23年度返済額	2,577千円
平成23年度末残高	100,502千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

一畑電車の利用促進について

一畑電車への支援は、昭和48年度に県をはじめ沿線自治体からなる一畑電車沿線地域対策協議会が設立されて以来、赤字補填による助成が行われてきた。平成18年度からは「インフラ所有権を移転しない上下分離方式」により、県及び沿線自治体が鉄道施設の整備に要する費用について補助してきた。さらに平成23年度からは安全確保やサービス向上の観点から車両更新など積極的な設備投資を行うこととした。

一方、一畑電車においても人件費などの経費の削減に取り組むとともに、各種イベント列車の運行や沿線施設と連携した企画きっぷの販売、体験運転事業の実施などによって利用促進に取り組み、収入増を図っているところである。

しかしながら、モータリゼーションの進行と少子高齢化した沿線地域の状況から、通勤・通学の利用客数は現状維持の状況が続き、大幅な収入増は望めないところであり、今後、収入を確保するためには、観光客等の一層の利用促進を図る必要がある。

については、関係機関等と連携しながら、より魅力的な企画きっぷの販売など利用者増の取り組みを進められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

3	団体名	(公財)島根県環境管理センター	所管課	廃棄物対策課
---	-----	-----------------	-----	--------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年3月4日

(2) 設立目的

産業廃棄物の最終処分場を建設し、産業廃棄物の処理に関する事業を行うこと等により、良好な環境を保持し、もって県民の健康な生活に寄与する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資する。

出資金額 70,000千円 (県出資比率: 31.2%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 事業実施状況

ア 事業内容

産業廃棄物最終処分場の管理運営を行う。

イ 事業費

事業活動支出決算額 298,673千円

(2) 補助金

ア 補助金名 公共関与最終処分場経営安定化対策事業補助金

イ 内容

団体が処分場(管理型第1期・安定型)の建設費用として金融機関から借り入れた資金に係る償還金の一部を補助する。

ウ 補助金額 187,374千円

(3) 損失補償

ア 内容

団体が処分場(管理型第1期・安定型)の建設費用として金融機関から借り入れた資金に関し損失補償を行う。

イ 平成23年度末損失補償債務残高 3,499,461千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

第3期管理型処分場整備に向けた支援について

島根県環境管理センターが運営する産業廃棄物最終処分場「クリーンパークいずも」は、環境対策と産業振興のため、なくてはならない施設であるが、民間だけでは多額の投資資金の確保や用地の確保、地元合意を得ることが困難であることから、県内唯一の公共関与産業廃棄物最終処分場として設置されたものである。

施設の設置及び安定的な運営には地元住民の理解と協力が不可欠であり、島根県環境管理センターでは法で定める排水基準より厳しい目標水質で放流するなど環境対策に努め、地元住民との信頼関係を築いているところである。

第1期・第2期管理型処分場の残容量は、平成23年度末に約23万 m^3 で、これまでの年平均4.5万 m^3 (5.7万 t)の搬入では数年後に満杯となるため、島根県環境管理センターでは平成28年度供用開始を目標に第3期管理型処分場の整備に向け取り組んでいるところである。

しかしながら、第3期管理型処分場整備には新たに多額の資金が必要であり、また、既存施設に係る借入金の償還財源や浸出水処理施設、管理施設等の将来的な維持・補修経費の確保も必要となっている。

島根県環境管理センターの経営状況を見ると、平成23年度末の長期借入金償還残高は32億円余で、これに対し18億円余の県費補助が予定されており、差引14億円余及び利息分を自己資金により確保しなければならない。

一方、団体においては、企業がリサイクルへの取組により廃棄物の減量化を進める方向にあることや、料金値上げは検討されているものの新たな施設整備の財源を料金収入だけで賄うことは厳しいという見通しである。

については、産業廃棄物最終処分場の必要性や安全性が広く理解されるよう県民への啓発に努めるとともに、第3期管理型処分場整備に向け、団体の経営見通しを踏まえた必要な支援を検討されたい。

(参考) 最終処分場施設等の概要

区 分	管理型第1期・安定型	管理型第2期
供用開始	平成14年4月6日	平成19年11月23日
事業費 (財源)	6,122百万円余 (長期借入金※)	1,050百万円余 (国県補助金・自己財源)
埋立容量	管理型：27.7万 m^3 安定型：116.4万 m^3	管理型：51.5万 m^3
	管理型合計：79.2万 m^3	

※ 第1期処分場については、国の基準見直しや災害等のため当初計画の約2倍に当たる61億円余の長期借入金を抱えての運用開始となり、団体の運営規模を超えた大きな負担となったことから、長期借入金の償還に対して県費助成が行われている。

4	団体名	島根県中小企業団体中央会	所管課	中小企業課
---	-----	--------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和31年2月16日

(2) 設立目的

中小企業等協同組合法等により設立された組合等の組織、事業及び経営の支援その他組合等の健全な発展及び中小企業の振興を図るために必要な事業を行い、もって自主的な経済的活動を促進し、その経済的地位の向上を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県中小企業連携組織対策事業費補助金

イ 内容

中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進するため、中小企業連携組織推進指導事業に要する経費を補助する。

ウ 補助金額 107,684千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

5	団体名	浜田商工会議所	所管課	中小企業課
---	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和21年11月18日

(2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 38,889千円

イ 補助金名 島根県小規模事業経営資源強化対策費補助金

① 内容

知事が地域中小企業支援センターと認めた商工会議所等が、中小企業者等を対象に行う経営改善アドバイザー派遣事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 4,884千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

6	団体名	大田商工会議所	所管課	中小企業課
---	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和30年6月1日

(2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 31,777千円

イ 補助金名 島根県小規模事業経営資源強化対策費補助金

① 内容

知事が地域中小企業支援センターと認めた商工会議所等が、中小企業者等を対象に行う経営改善アドバイザー派遣事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 4,600千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

7	団体名	平田商工会議所	所管課	中小企業課
---	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和23年9月4日

(2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

ウ 補助金額 34,920千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

8	団体名	島根県商工会連合会	所管課	中小企業課
---	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和36年10月24日

(2) 設立目的

県内における商工会の健全な発達を図り、もって商工業の振興に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、商工会指導員、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 143,899千円

イ 補助金名 島根県小規模事業経営資源強化対策費補助金

① 内容

知事が地域中小企業支援センターと認めた商工会議所等が、中小企業者等を対象に行う経営改善アドバイザー派遣事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 30,728千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

会計事務処理に係る諸規程の整備及び周知徹底について

平成19年度以降、島根県商工会連合会では会計規程等の見直しが行われ、これを踏まえ、事務処理の明確化と厳正化について各商工会に対して指導されてきたところである。

しかしながら、送金処理に係る内部牽制について、「指定職員は、証拠書類の支出伺への編綴、糊付け及び押印の状況を確認し、送金処理が適正に行われたかについて検認する」とし、チェック欄を設けた「支出伺兼支出伝票」様式が各商工会に示されたにもかかわらず、商工会においては、その趣旨が十分に理解されず、このチェック欄の使用がなされていないものがみられた。

また、契約事務について、契約事務取扱要領に定める伺様式を使用せずに執行されているものがあった。

については、要領に定める伺様式を適用する基準（金額の規定等）を設けるなどによりその取扱を明確にするとともに、各商工会に対して、規程及び要領等に係る取扱の徹底を図りたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

9	団体名	斐川町商工会	所管課	中小企業課
---	-----	--------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和36年5月12日

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

ウ 補助金額 37,922千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

10	団体名	東出雲町商工会	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和35年12月8日

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

ウ 補助金額 27,016千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

1 1	団体名	桜江町商工会	所管課	中小企業課
-----	-----	--------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和35年10月1日

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

ウ 補助金額 15,723千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

1 2	団体名	(社) 島根県トラック協会	所管課	交通対策課
-----	-----	---------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和31年1月23日

(2) 設立目的

貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって事業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉に寄与するとともに事業の社会的、経済的地位の向上及び会員相互の連絡協調の緊密化を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県運輸事業振興助成補助金

イ 内容

軽油引取税の税率引上げが、営業用のバス及びトラックの輸送コストに与える影響等を考慮し、公共輸送機関の輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制を図るため、(社)島根県トラック協会が実施する次のような事業について補助金を交付している。

- ① 交通安全・事故防止対策（ドライブレコーダー、アルコール検知器等導入助成、ドライバー再教育研修会の実施等）
- ② 貨物自動車運送適正化事業（巡回指導、街頭パトロール等）
- ③ 環境対策（低公害車導入助成、エコドライブ研修会開催等）
- ④ 緊急・救援輸送対策（緊急物資の輸送、防災訓練参加）
- ⑤ 中小企業等対策（事業者研修会、近代化基金融資制度等）
- ⑥ 全日本トラック協会への出捐

ウ 補助金額 110,405千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

13	団体名	(社)島根県旅客自動車協会	所管課	交通対策課
----	-----	---------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和51年7月17日

(2) 設立目的

一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般常用旅客自動車運送事業並びに特定旅客自動車運送事業の経営基盤の強化を図るとともに、利用者に対するサービスの改善を促進することによってこれらの事業の発展を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県運輸事業振興助成補助金

イ 内容

軽油引取税の税率上げが、営業用のバス及びトラックの輸送コストに与える影響等を考慮し、公共輸送機関の輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制を図るため、(社)島根県旅客自動車協会が実施する次のような事業について補助金を交付している。

- ① バス停留所・待合所の整備
- ② バス停留所標識の設置・取替
- ③ バス乗り場誘導看板設置
- ④ 輸送サービスの改善（高速バス用枕カバー制作、高速バス時刻表制作、貸切バス用紙コップ・ウエットティッシュ制作等）
- ⑤ 事故防止対策（ドライブレコーダー導入助成、シートベルト着用シール制作等）
- ⑥ (社)日本バス協会への出捐金

ウ 補助金額 11,292千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

14	団体名	島根県歯科技術専門学校	所管課	医療政策課
----	-----	-------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和52年12月23日

(2) 目的

歯科衛生士及び歯科技工士になろうとする者に必要な知識を授け、その特性を涵養する。

(3) その他

設置者は、社団法人島根県歯科医師会である。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 島根県歯科技術専門学校運営費補助金

イ 内容

島根県歯科技術専門学校における教育内容の充実と向上を図り、医療機関における歯科技術者の不足の解消を図るため、歯科技工士養成所運営事業及び歯科衛生士養成所運営事業に係る経費を補助する。

ウ 補助金額 27,043千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

島根県歯科技術専門学校への支援のあり方について

歯科衛生士科については、近年、入学生が定員割れになっており、設置主体である島根県歯科医師会の負担額が増加している。また、県西部では求職者数を上回る求人数があるにもかかわらず、県西部からの入学生は極めて少ない状況にあり、高齢化の進展に伴う口腔ケア需要に対応するためにも、今後、人材確保が困難になることが懸念されている。

また、島根県歯科技術専門学校運営費補助金交付要綱について、平成17年に歯科衛生士科が3年課程に変更されたことに伴う改正がなされておらず、補助基準額や補助対象経費が不明確な状況があるので、実態に即した交付要綱を整備する必要がある。

については、交付要綱の整備を行うとともに、歯科衛生士をめぐる動向を注視し、適切な人材確保が図られるよう学校への支援のあり方についても検討されたい。

15	団体名	島根県信用保証協会	所管課	中小企業課
----	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和24年10月15日

(2) 設立目的

中小企業等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図る。

(3) 県の出資状況

中小企業者に対し安定的に信用供与を行うための財務基盤強化のため、基本財産を出資している。

なお、出資団体については、県出資比率が4分の1以上の団体を監査対象としていることから監査対象外とした。

出資金額 4,612,523千円（県出資比率24.9%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県信用保証協会保証料補給金

イ 内容

県内中小企業者の資金調達の円滑化と負担の軽減を図るため、島根県信用保証協会が信用保証料について軽減した場合に、その軽減分の補填として補給金を交付する。

ウ 補助金額 23,733千円

(2) 損失補償

ア 内容

県制度融資について、貸付先企業が償還できなくなった場合に信用保証協会が貸付先企業に代わって代位弁済した金額から日本政策金融公庫からの保険給付額及び回収額を控除した額の一部を県が信用保証協会に対して損失補償することにより、中小企業の円滑な資金調達を行う。

イ 平成23年度末損失補償債務残高 31,024,804千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

16	団体名	(社)島根県野菜価格安定基金協会	所管課	農畜産振興課
----	-----	------------------	-----	--------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和46年7月13日

(2) 設立目的

野菜価格安定基金を造成し、野菜の価格に著しい低落があったときその損失を補償することにより、野菜産地の強化、農家の生産意欲の向上、経営安定及び消費者への野菜の安定した供給を図る。

(3) 県の出資状況

団体の安定的な運営を確保するため、基本財産を出資している。

なお、出資団体については、県出資比率が4分の1以上の団体を監査対象としていることから監査対象外とした。

出資金額 55,000千円 (県出資比率15.1%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 野菜経営安定支援事業補助金

イ 内容

野菜産地の育成・強化及び消費者への野菜の安定供給を図るため、野菜価格が著しく低落した際に生産者に補償金を交付する野菜価格安定事業に要する経費に充てる資金を造成するために補助金を交付する。

ウ 補助金額 8,585千円

(2) 負担金

ア 負担金名 運営費賦課金

イ 内容

団体運営のため、出資会員である県、農協連、農協及び特別会員である市町が出資金割合、野菜価格安定支援事業費負担割合に応じて賦課金を負担する。

ウ 負担金額 1, 608千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

17	団体名	(社福) やくも福祉会	所管課	地域福祉課
----	-----	-------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年7月21日

(2) 設立目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、第一種社会福祉事業（特別養護老人ホームやくも光陽の里の設置経営）及び第二種社会福祉事業（日吉老人デイサービスセンターの設置経営ほか）を行う。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 民間社会福祉施設整備資金元利補給金

イ 内容

平成8年度特別養護老人ホーム「やくも光陽の里」の新築に要する資金として独立行政法人福祉医療機構から受けた融資に対し、その償還元金及び利子の一部（元金について国庫補助基準額の40%以内）を助成する。

ウ 補助金額 11, 338千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

18	団体名	(社福) きづき会	所管課	地域福祉課
----	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成3年6月12日

(2) 設立目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、第一種社会福祉事業（特別養護老人ホームの経営）及び第二種社会福祉事業（老人デイサービス事業の経営ほか）を行う。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 民間社会福祉施設整備資金元利補給金

イ 内容

平成4年度特別養護老人ホーム「いなさ園」の新築、平成12年度同「いなさ園」の増築及び平成17年度特別養護老人ホーム「みせんの里」の新築に要する資金として独立行政法人福祉医療機構から受けた融資に対し、その償還元金及び利子の一部（元金について国庫補助基準額の40%以内ほか）を助成する。

ウ 補助金額 10,747千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

19	団体名	(財) 島根県市町村振興協会	所管課	市町村課
----	-----	----------------	-----	------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和54年4月1日

(2) 設立目的

市町村の健全な発展を図るために必要な諸事業を行い、もって住民福祉の増進に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 交付金

ア 交付金名 市町村振興交付金

イ 内容

県が交付する市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ及びオータムジャンボ宝くじ）に係る収益金をもって、次の事業の財源に充てる。

① 貸付事業

災害時における市町村の緊急融資事業及び災害防止対策事業等に必要な資金を融資する。

② 市町村交付金交付事業

国際化の推進に係る事業、高齢化・少子化に対応する事業、芸術・文化の振興に係る事業等総務省令に定める事業の財源とするため、各市町村に交付金を配分する。

③ 市町村職員研修助成事業

自治研修所委託費の補助ほか

④ 市町村振興事業

市町村振興センター大規模改修費の助成ほか

⑤ その他事業

宝くじ広報宣伝事業ほか

ウ 交付金額 521,058千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

20	団体名	(公社)島根県水産振興協会	所管課	水産課
----	-----	---------------	-----	-----

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年10月6日

(2) 設立目的

水産物の安定供給及び水産資源の増殖を図るため、栽培漁業の推進、漁場環境の保全等に関する事業を行い、もって島根県における水産業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 交付金

ア 交付金名 県単強い水産業づくり交付金

イ 事業内容

島根県水産振興協会が県内6地域において実施する、マダイ・ヒラメの中間育成・放流活動、栽培漁業の普及啓発活動及び中間育成施設の管理運営等に対して支援している。

① 栽培漁業の推進（助成率 1/2以内）

モニタリング等の実施（放流魚の体長測定・漁獲データ収集等）

PR事業の実施（マダイ・ヒラメ体験放流等）

② 栽培漁業の種苗育成・漁場管理（助成率 1/3以内）

種苗購入、種苗運搬、種苗育成管理

ウ 交付金額 11,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

21	団体名	浜田港振興会	所管課	しまねブランド推進課
----	-----	--------	-----	------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成6年2月22日

(2) 設立目的

浜田港の振興を図るため、必要な情報収集活動、ポートセールス活動、広報宣伝活動、港湾諸施設の整備を促進し、もって島根県及び地域の発展に資する。

(3) その他

構成員は、島根県、浜田市、経済団体、浜田港を利用する民間企業等73団体であり、事務局員以下4名の専従職員と国際物流アドバイザー（嘱託職員）を配置し、県内外の企業・船社訪問等ポートセールス活動及び国際定期コンテナ航路の利用促進並びにRORO船航路を利用したロシア貿易拡大等、浜田港の利活用促進に取り組んでいる。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 負担金

ア 負担金名 浜田港振興会負担金

イ 内容

浜田港の利活用促進を図るため、県内外の企業・船社訪問等ポートセールス活動及び国際定期コンテナ航路の利用促進並びにRORO船航路を利用したロシア貿易拡大に取組む浜田港振興会の運営に係る経費を負担する。

ウ 負担金額 29,814千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

浜田港の一層の利用促進について

浜田港は、平成22年に国の重点港湾の指定を受け、さらに平成23年には原木機能で日本海側拠点港に選定されるなど、国際貿易拠点として位置づけられている。

また、平成13年から韓国釜山との国際定期コンテナ航路が開設され、平成20年に不定期就航したロシアウラジオストク間のRORO船航路の定期航路化が実現した。

こうした中、港湾機能の強化については、平成24年度には福井埠頭に一部定温機能を備えた倉庫が完成し、また、山陰道から浜田港直結の臨港道路の建設に着手されるなど、貨物取扱量の増加に向けた港湾整備事業が促進されつつある。

これまで、浜田港振興会を中心に取扱貨物量の増大を図るために、コンテナ航路利用促進助成等による積極的なポートセールス活動を展開してきたところである。

については、今後も浜田港振興会、市、関係機関、民間団体との連携を一層密にして、ポートセールス活動の強化に努められたい。

22	団体名	(公財)島根県みどりの担い手育成基金	所管課	林業課
----	-----	--------------------	-----	-----

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成5年3月22日

(2) 設立目的

島根県内において森林整備に従事する者の確保・育成に関する事業を行い、森林の整備が適切に行われることにより、県土の保全、水資源の確保、地球温暖化防止等の森林が有する公益的機能の維持・増進、うるおいと活力ある県民生活の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

基本財産として、団体の設立に際し10億円、平成6年度から平成9年度にかけて10億円、合計20億円出資した。

長引く低金利のため当初計画していた運用益が得られないため、平成12年度から平成15年度にかけて471,728千円を取り崩している。

出資金額 1,528,272千円(県出資比率:88.4%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 事業概要

ア 事業内容

島根県内の林業労働力の安定的確保及び若い担い手の育成を図ることを目的として、森林組合等を対象に人材育

成、労働安全管理、雇用改善に係る各種助成事業が実施されている。

事業は、基本財産の運用益と基本財産を取り崩して造成された運用財産により行われている。

イ 事業費 65,438千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

23	団体名	(公財)島根県障害者スポーツ協会	所管課	障がい福祉課
----	-----	------------------	-----	--------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和54年5月7日

(2) 設立目的

障がい者がスポーツ活動を通じた健康の増進と自立意欲の向上を図ることにより、障がい者の社会参加を促進し、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(3) 県の出資状況

昭和55年から昭和58年にかけて、前身の(財)島根県身体障害者スポーツ協会に置かれた身体障害者スポーツ振興基金に補助金1億円を支出した。この基金は昭和62年に基本財産に繰り入れられたため、この1億円は出資金として整理されている。

また、平成12年3月の(財)島根県障害者スポーツ協会設立に際し、団体の活動基盤の充実強化を図るため、基本財産として1億円出資した。

出資金額 200,000千円 (県出資比率: 78.4%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 団体の事業概要

ア 事業内容

ユニバーサルスポーツの普及や加盟団体の活動を支援するとともに、障がい者スポーツ指導員の養成、障がい者アスリートコーチの養成、ボランティアの確保などの事業を行っている。

イ 事業費 3,531千円 (うち基本財産運用益2,830千円)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

障がい者スポーツの普及・支援事業の充実について

島根県障害者スポーツ協会は、障がい者スポーツの普及、振興を図る県内の中核的な団体であり、基本財産の運用益と賛助会員の会費により障がい者スポーツの普及活動や加盟団体の活動支援、障がい者アスリートコーチの養成などの事業(平成23年度事業費3,531千円)を実施している。

また、全国障害者スポーツ大会への選手派遣や選手の強化育成、島根県障がい者スポーツ大会の開催などの事業(平成23年度事業費32,297千円)を、県の委託を受けて実施している。

こうした中で、本県選手についてはパラリンピックや全国障害者スポーツ大会などの大会で活躍が見られるところであるが、限られた事業費の中での助成となっているため、助成額の増額を求める声も聞かれるところである。

競技スポーツでの障がい者アスリートの活躍は、県内の障がい者に感動を与え、夢と希望を持たせるものであり、今後、障がい者の自立と社会参加を一層促進していくためにも、地域における障がい者スポーツの普及、振興が望まれるところである。

については、島根県障害者スポーツ協会の基本財産の一部には、身体障がい者スポーツの振興を目的として、県及び市町村の補助金や民間資金により造成された基金が含まれていることを踏まえ、障がい者スポーツの普及、振興のため、基本財産の活用についても検討されたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

24	団体名	(公財) ホシザキグリーン財団	所管課	水産課
----	-----	-----------------	-----	-----

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成2年5月30日

(2) 設立目的

野生動植物の保護繁殖に関する事業及びこれに資するための関連事業を実施し、もって人と自然の調和した自然環境の保全に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 宍道湖自然館（ゴビウス）（所在地 出雲市）

イ 指定管理業務の内容

- ① 宍道湖自然館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ② 水生生物の飼育、汽水・淡水域に生息する生物及びこれに関連するものの展示、調査研究並びに自然の大切さを学習する機会の提供に関する業務
- ③ 観覧料に関する業務

ウ 指定期間 平成22年度～平成26年度

エ 指定管理料 108,473千円（平成23年度）

オ 観覧料収入 21,923千円（平成23年度）

カ 入館者数 105,527人（平成23年度）

キ その他

平成23年度の入館者のうち有料入館者は57,637人であった。そのうち各種割引制度を利用した割引入館者は24,918人で、割引入館者の約6割が子育て応援パスポート（こっころカード）を利用している。

また、児童福祉週間、老人の日・老人週間、障害者週間の期間中やしまね家庭の日（毎月第3日曜日）には、対象者への施設の無料開放を実施している。

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

施設設備の修繕について

宍道湖自然館の入館者数は、開館直後の平成13年度は年間20万人であったが、ここ数年は年間約10万人程度で推移している。指定管理者において宍道湖自然館の魅力を積極的に情報発信し、来館を促す努力がなされているが、目標としている12万人に達しない状況である。

展示設備の中には耐用年限が到来し、故障中のあるものがあるなど、開館以来、計画的な修繕が十分に行われておらず、今後、継続した展示ができなくなる恐れも生じている。また、子ども連れの来館者や高齢者からは、館内の休憩場所や飲食可能な場所が手狭なことから、スペース拡充の要望が寄せられているところである。

については、開館から10年が経過し、これまでのような現行機能を維持するための緊急的な修繕ではなく、入館者数の増加を図るために必要な施設設備の修繕、改良について早急に検討されたい。

25	団体名	特定非営利活動法人 国際交流フラワー21	所管課	農畜産振興課
----	-----	----------------------	-----	--------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成15年7月4日

(2) 設立目的

花と緑を通じた環境保全、美化推進に係る活動を行うとともに、他地域からの来訪者との交流活動、子どもの健全育成、福祉増進等に関する事業を行い、花と緑を通じた潤い、活力あるまちづくりに寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 花ふれあい公園（しまね花の郷）（所在地 出雲市）

イ 指定管理業務の内容

- ① 公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ② 花きに親しむ機会の提供に関する業務
- ③ 公園の利用の促進に関する業務
- ④ 観覧料の徴収に関する業務

ウ 指定期間 平成19年度～平成23年度

エ 指定管理料 78,000千円（平成23年度）

オ 観覧料収入 9,431千円（平成23年度）

カ 入園者数 62,709人（平成23年度）

キ その他

児童福祉週間、老人の日・老人週間、障害者週間の期間中やしまね家庭の日（毎月第3日曜日）には、対象者への施設の無料開放を実施している。子育て応援パスポート（こっころカード）による割引も行っている。

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。